

通信サービスの料金その他の提供条件の現状

2014年5月20日

事務局

通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等

- 通信サービスの料金その他の提供条件については、携帯電話の販売奨励金が長期利用者にとって不公平なものとなっていないか、現行の料金体系が利用者の多様な利用実態に合致していないのではないか、といった指摘がされているところである。そこで、これらのICTサービスの進展に応じた新たな課題について個別に検討。

販売奨励金等の在り方

- 適正な販売奨励金等の在り方について、どのような制度・方策を検討すべきか。
- 特に、携帯事業者を頻繁に変える人と長期契約者との間の公平性について、どのような制度・方策を検討すべきか。

利用者のニーズを踏まえた料金体系の実現

- 携帯電話事業者による多様なユーザのニーズや利用状況に応じた多様で利用しやすい料金体系の提供を実現させるため、どのような制度・方策を検討すべきか。

1 我が国のモバイル市場における競争状況

2 検討すべき課題

2-1 販売奨励金等について

2-2 SIMロック解除について

2-3 モバイルサービスの料金体系について

1 我が国のモバイル市場における競争状況

2 検討すべき課題

2-1 販売奨励金等について

2-2 SIMロック解除について

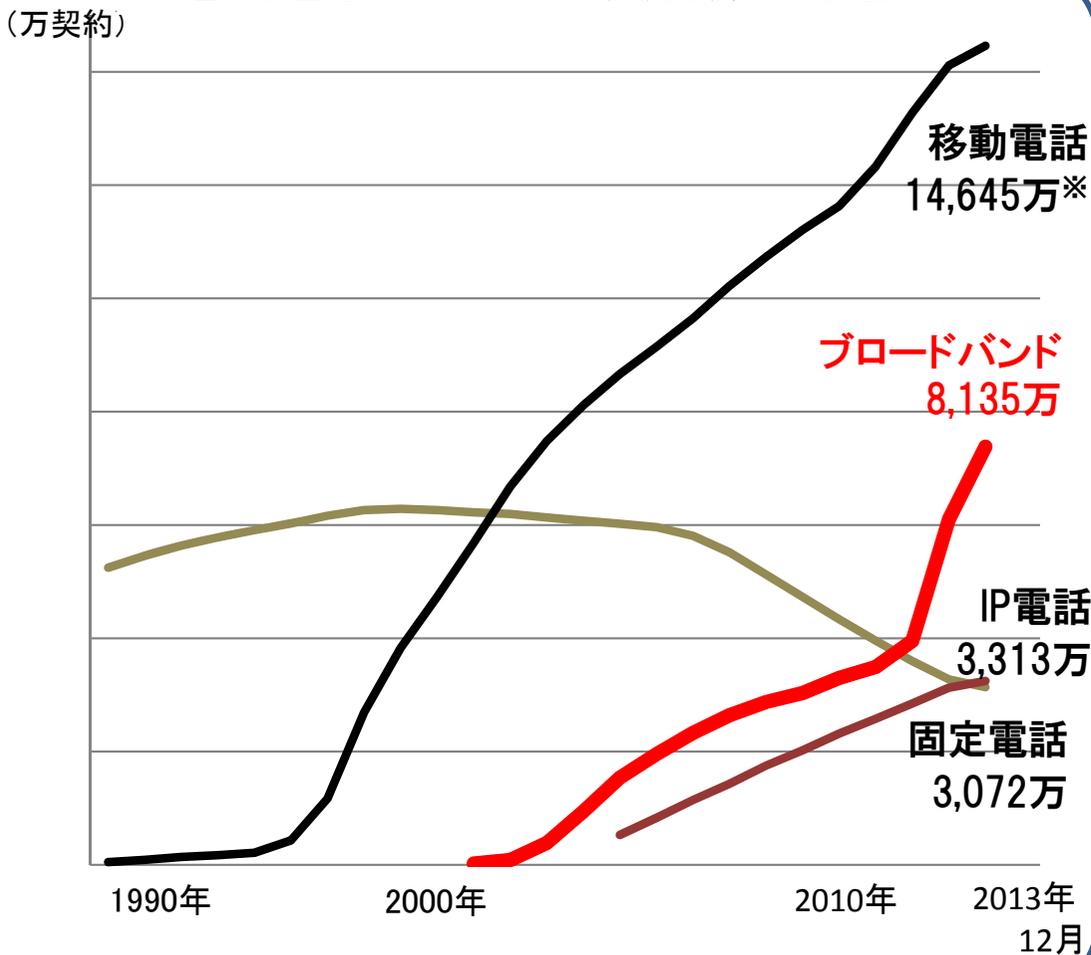
2-3 モバイルサービスの料金体系について

これまでの主な意見

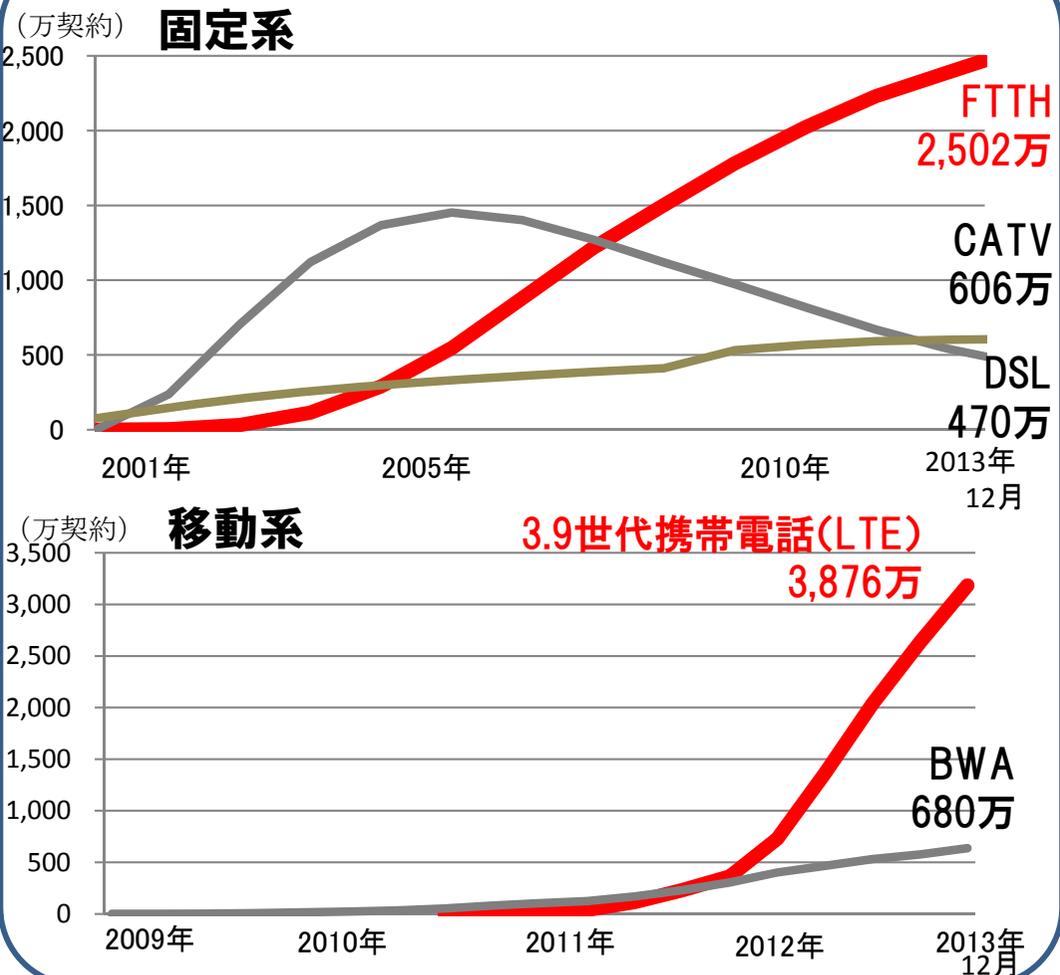
- 主要事業者・グループは3グループに集約し、その競争は、新規の利用者を取り合い困い込むだけの競争ばかりが激しく、また、協調的寡占の色彩が強い。【特別部会・新美委員、基本政策委員会・舟田委員等】
- 主要事業者・グループの寡占化の進展を踏まえ、公正競争の在り方について議論が必要。【総会・鈴木委員、服部委員】
- モバイルの重要性の高まりにより、競争政策を考える上でも周波数の割当て等の電波政策が重要になってくるため、競争政策と電波政策との連携を図るべき。【基本政策委員会・三友委員】
- 固定とモバイルを一体化したサービスの実現は、世界最高水準のIT社会の実現には不可欠だが、電波の希少性から、多くの事業者が電波の割当てを受けることはできないことから、電波の希少性(ボトルネック性)に着目した新たな規制の在り方について議論を進めるべき。【日本インターネットプロバイダー協会、テレコムサービス協会】
- モバイル市場の更なる競争促進のためには、MVNO等の多様な事業主体の参入が重要だが、認知度等に課題。【特別部会・相田委員、木場委員、基本政策委員会・菅谷委員等】
- MVNO(MNOでもあるMVNOを除く)の移動体通信市場におけるシェアは4.4%に過ぎず、競争が活性化されているとは言い難い状況。【テレコムサービス協会】
- 携帯電話事業者の接続料は5年で10分の1になっているにも関わらず、ユーザ料金が変わっていないことは独占の弊害であることから、事業者の参入を促進すべき。【日本通信】
- 今後、競争市場の単位が固定・移動を一体化した市場に進展することから、固定通信事業者の移動通信サービスへの参入を促す環境の整備が必要。【日本ケーブルテレビ連盟】

- 携帯電話(携帯電話・PHS)の契約数は1億4,645万件となっており、モバイル通信サービスが社会生活の重要なインフラとなりつつある。
- 特に、3.9世代携帯電話(LTE)の携帯電話サービスが急速に普及。

電気通信サービスの契約数の推移

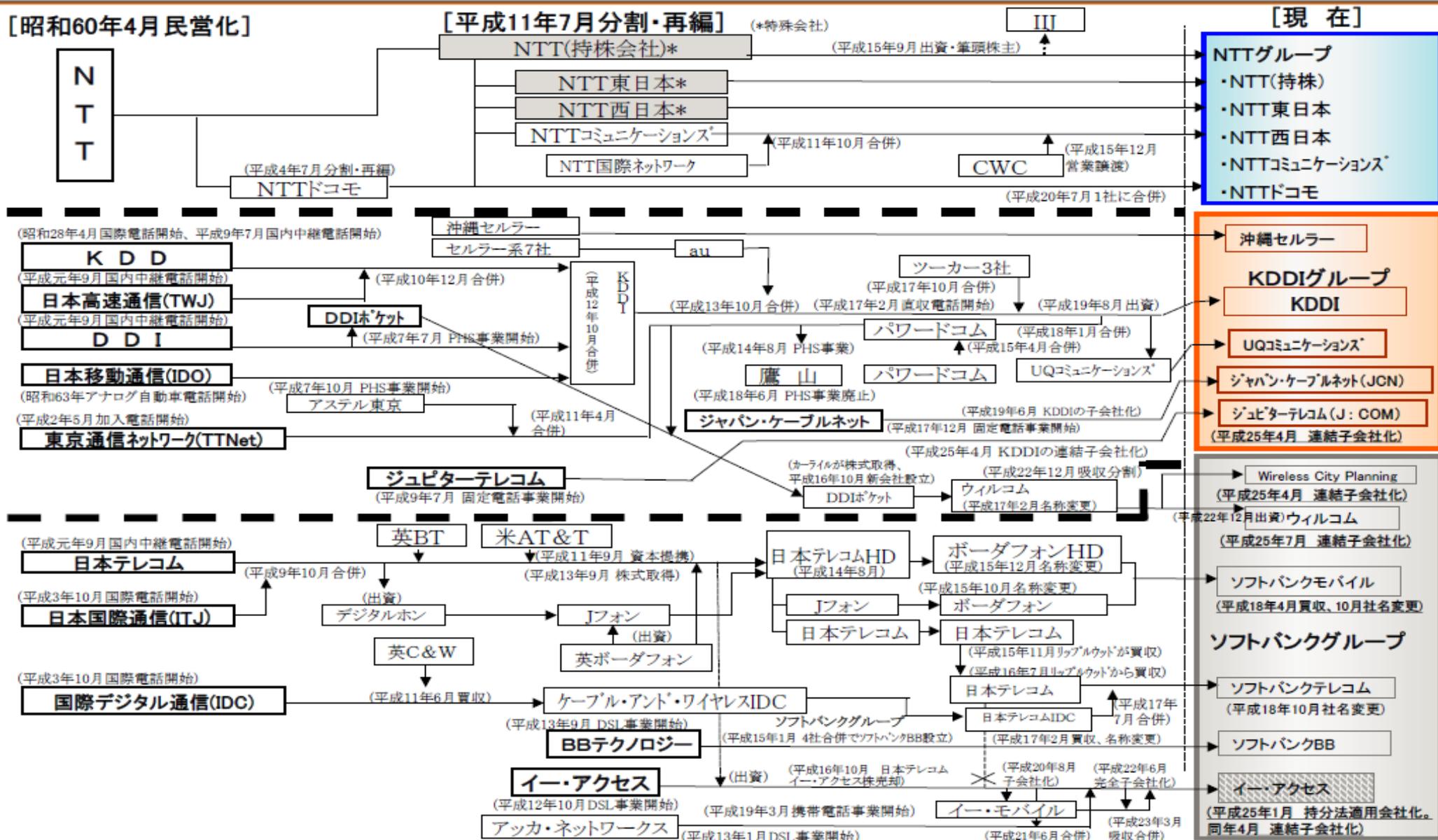


ブロードバンドサービスの契約数の推移



電気通信事業者の変遷

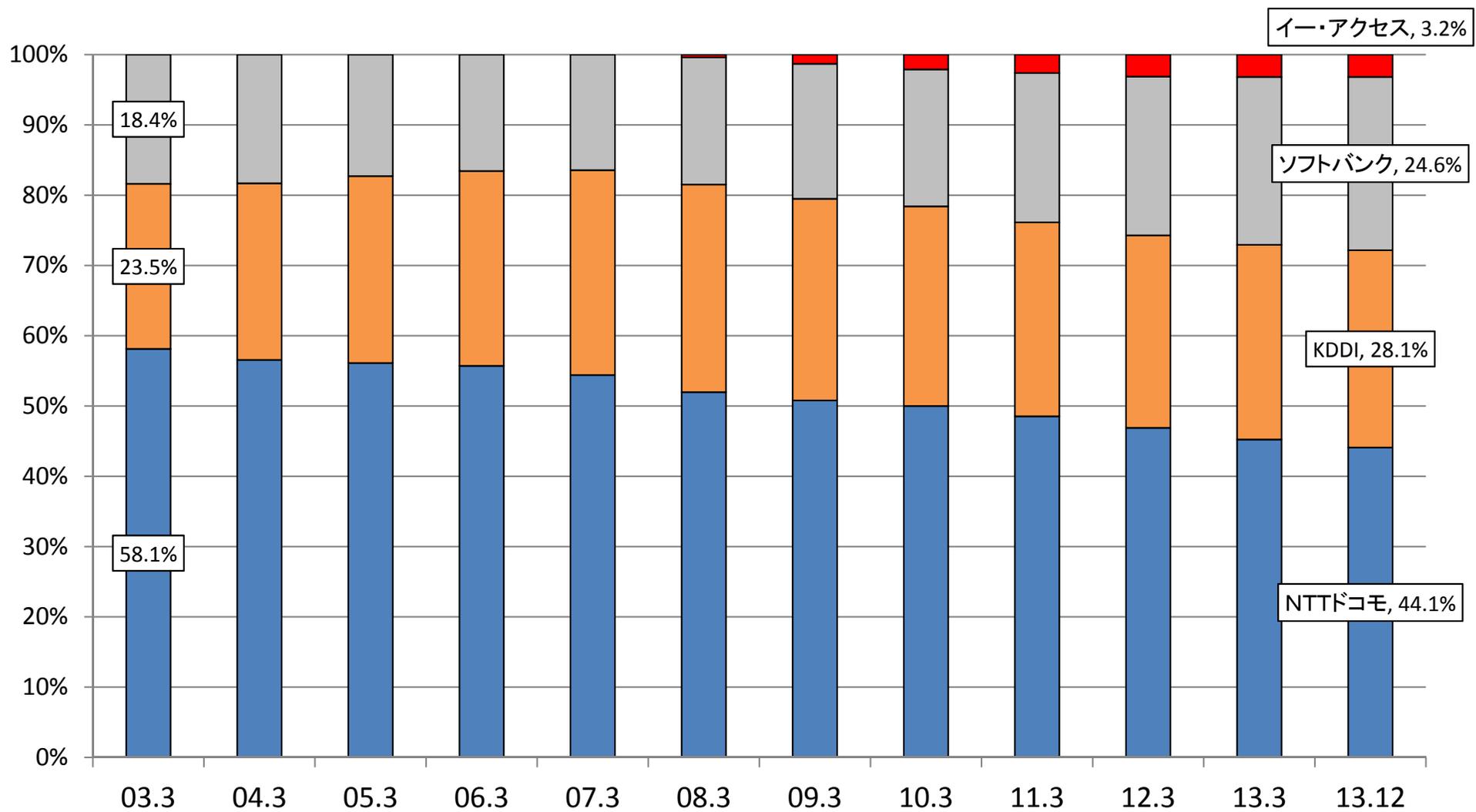
□ 携帯電話事業者の合併・買収に伴う再編により、モバイル市場は実質的に3グループに集約。
 (NTTグループ、KDDIグループ、ソフトバンクグループ)



(出典)総務省作成

携帯電話のシェアの推移

携帯電話の契約数シェアを見ると、NTTドコモ44.1%、KDDI28.1%、ソフトバンク24.6%となっており、3グループのシェアが均衡化しつつある状況。



(出典)電気通信事業者協会資料及び総務省調査

- 携帯電話市場における新規参入は、多くの基地局や通信回線等を整備する必要があることから、**莫大な設備投資が必要**。(平成24年度の設備投資額は、主要携帯電話事業者3社合計で2兆円以上。)
- 電波は有限希少な資源であり、**新たな周波数の割当てには制約がある**。

周波数帯	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2 GHz帯	2.5 GHz帯	合計	加入者数 (2013.12末)
 docomo	20MHz <small>周波数移行中</small>	30MHz	—	30MHz <small>一部制限有り</small>	40MHz <small>東名阪のみ</small>	40MHz	—	160MHz	6,218万
 KDDI	20MHz <small>周波数移行中</small>	30MHz	—	20MHz	—	40MHz	—	110MHz	3,962万
 SoftBank	—	—	30MHz <small>一部周波数移行中</small>	20MHz	—	40MHz	—	90MHz	3,476万
 eAccess	20MHz <small>周波数移行中</small>	—	—	—	30MHz	—	—	50MHz	450万
 UQ Communications	—	—	—	—	—	—	50MHz	50MHz	416万
 WIRELESS CITY PLANNING	—	—	—	—	—	—	30MHz	30MHz	263万
 WILLCOM	—	—	—	—	—	31.2MHz	—	31.2MHz	540万

ソフトバンクグループの場合

ソフトバンクモバイル

MVNO契約数に占めるグループ内割合



例: データし放題フラット
for ULTRA SPEED

3G

3G

イー・アクセス

MVNO契約数に占めるグループ内割合



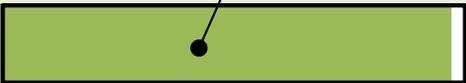
例: 4Gデータプラン
(にねん)

BWA

例: 4Gデータし放題
フラット

**Wireless City
Planning**

MVNO契約数に占めるグループ内割合



BWA

3G

ウィルコム

※ グループ内MNOへの
回線提供無し



例: ウィルコムプランD+

BWA

注1 矢印の先に対して回線提供をしていることを示している。
注2 上記以外にローミングによるネットワークの相互利用
(例: ダブルLTE)も行われている。

KDDIグループの場合

お客様

例: +WiMAX

KDDI

MVNO契約数に占めるグループ内割合



3G・LTE

BWA

UQコミュニケーションズ

MVNO契約数に占めるグループ内割合



例: UQ Flatプラス

お客様

注 矢印の先に対して回線提供をしていることを示している。
公表情報等を基に総務省作成。内容については2013年12月現在。

NTTグループの場合

NTTドコモ

MVNO契約数に占めるグループ内割合



3G・LTE

例: OCN モバイル ONE

NTTコミュニケーションズ

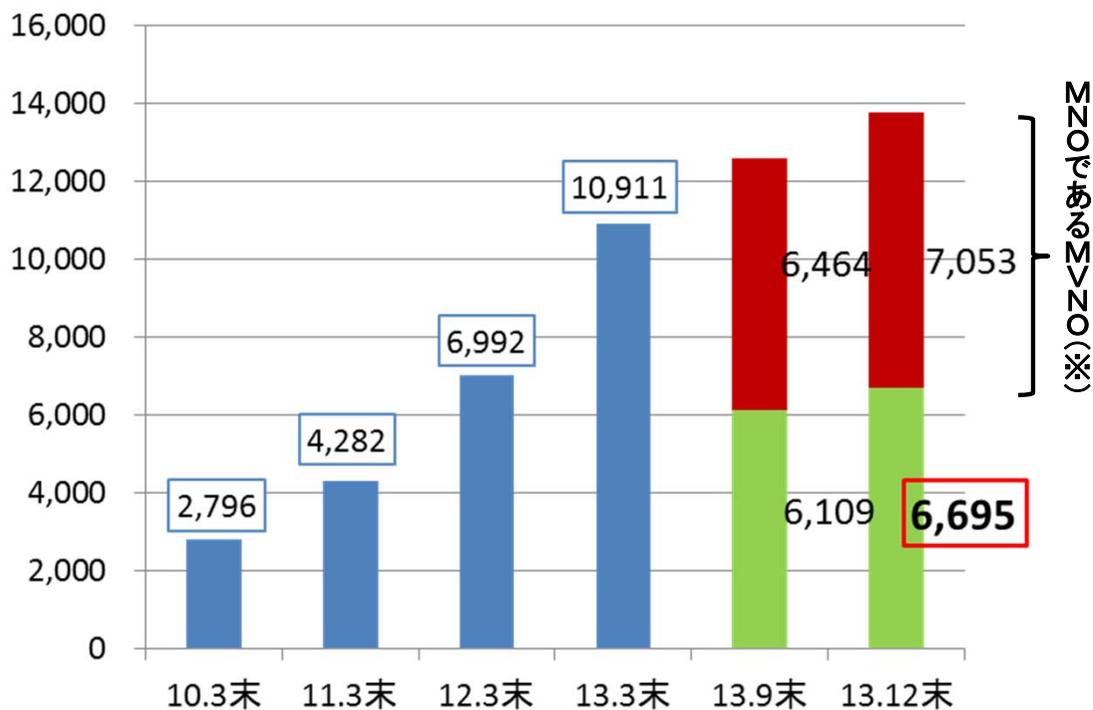
注 矢印の先に対して回線提供をしていることを示している。
公表情報等を基に総務省作成。内容については2013年12月現在。

モバイル契約総数に占めるMVNO(「MNOであるMVNO」を除く)の割合は、4.4%。

※「MNOであるMVNO」とは、電波の割り当てを受けた携帯電話事業者自体がMVNOとなっているもの

「MNOであるMVNO」を除いた場合の契約数

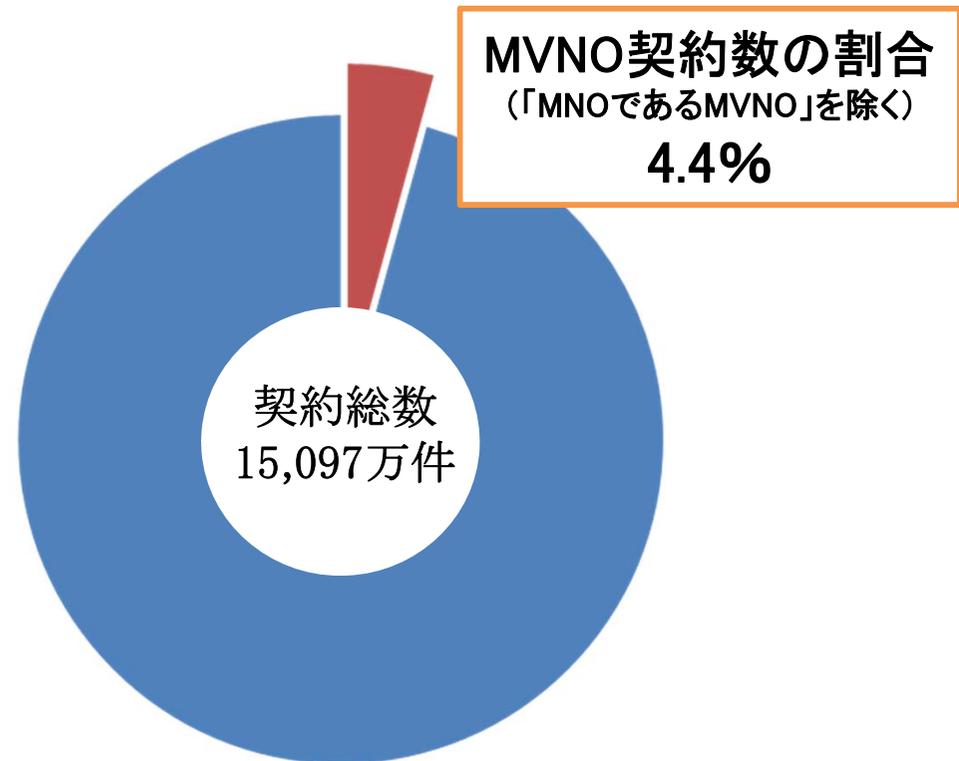
- ・ 2013年12月末現在、MVNO契約数は1,375万
- ・ 「MNOであるMVNO」を除いた場合のMVNO契約数は670万



※ グラフ中13.3末までは総計のみ集計で、■は契約数の総計。
13.9末からは、分計したデータ集計を開始しており、■はMNO以外のMVNO、
■は「MNOであるMVNO」の契約数を示す。

モバイル市場においてMVNO契約数の占める割合

- ・ モバイル契約総数(携帯電話・PHS・BWA)に占めるMVNO契約数(1,375万)の割合は9%。
- ・ そのうち、「MNOであるMVNO」を除いた場合、MVNO契約数(670万)の割合は4.4%。



1 我が国のモバイル市場における競争状況

2 検討すべき課題

2-1 販売奨励金等について

2-2 SIMロック解除について

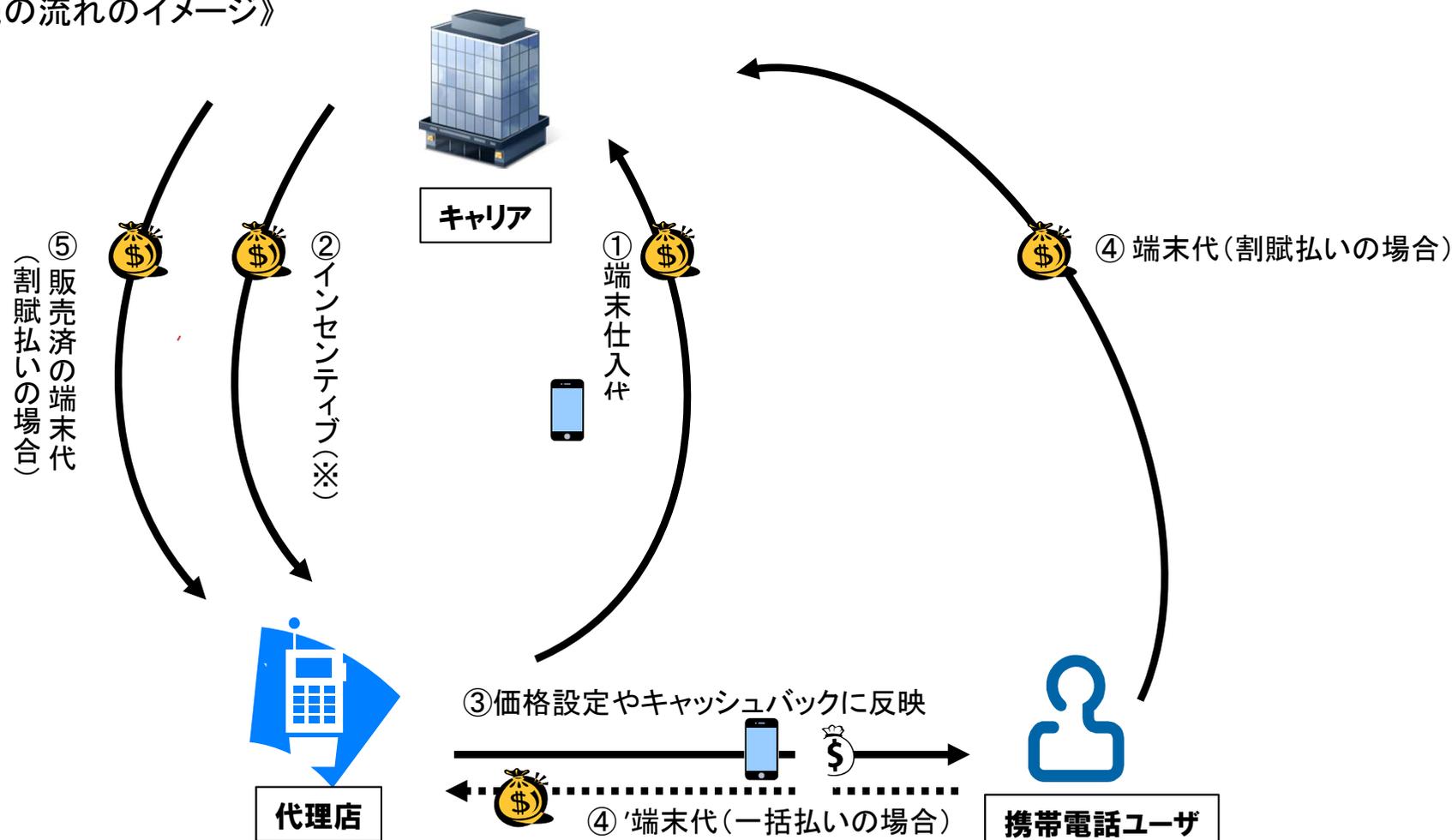
2-3 モバイルサービスの料金体系について

これまでの主な意見

- MNPに伴う利用者へのキャッシュバックは、以下の点で問題。【消費者保護WG・北構成員、長田構成員等】
 - ✓ 携帯電話事業者が巨額の販売奨励金を代理店等に支払って利用者を囲い込んでいる結果、競争がいびつになっていること
 - ✓ 長期利用者が、MNPにより頻繁に事業者を乗り換える利用者への販売奨励金等を負担する構造により、ユーザー間の不公平性が拡大していること
 - ✓ MNO各社がキャッシュバックで利用者を取り合う市場で、体力がないMVNOが自ら端末を調達して参入しても勝ち目がないこと
 - ✓ 携帯販売店のスタッフの精神的な苦痛・ストレスの増加による離職率が上昇していること
- MNPキャッシュバックは、最新・高機能のスマートフォンを低負担で買い替えられるという点では、利用者にとってプラスな側面もあった。【消費者保護WG・北構成員】
- MNPキャッシュバックの高額化は、キャリア間の差別化要素が希薄化したことが最大の要因。月次純増数・MNP純増数がKPIとして用いられる限り、復活する。【消費者保護WG・北構成員】
- キャッシュバックをしても囲い込みができないようにするため、SIMロック解除や、2年縛りをやめさせるなど、端末とサービスとの間を切り分け囲い込みができなくなる施策を検討すべき。【基本政策委員会・新美委員】
 - 販売奨励金等については、適正化の方向。【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル】
 - 過剰なキャッシュバックについて、抑制のためのルール化の検討が必要。【イーアクセス】
 - MNPキャッシュバック施策の沈静化により総販売数は減少するが、市場が健全に維持されることは代理店にとっても望ましい姿。長期利用者への優遇施策等で機種変更促進による総販市場の活性化が期待。【ティーガイア】
 - 販売奨励金やキャッシュバックは商慣行上無くすことはできないが、3キャリアによる行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックは、MVNOの市場参入を困難なものとしており、移動通信市場の健全な発展を阻害。行き過ぎた販売奨励金、キャッシュバックは規制すべき。適切な基準およびチェック機構の設置が必要。【テレコムサービス協会】

□ 携帯電話の利用者に対するキャッシュバックは、主に携帯電話事業者から販売代理店に支払われるインセンティブ等を原資として、販売代理店から行われているもの。

《携帯端末販売の流れのイメージ》



※ 二次代理店に卸す場合あり

※ インセンティブの種類

機種に関わらず新規契約等の成約後に支払われるもの、一定の数量を超えた契約を獲得すると上乗せされるもの、販売機種毎に上乗せされるもの、契約した利用者の継続年数に応じたもの、MNPにより獲得した契約に対するものなど、携帯各社の経営判断により細かく設定されており、時期によって異なるもの。

キャッシュバックに係る料金負担のイメージ

- 短期間で携帯電話事業者を乗り換えるユーザ(MNP利用者※)は、長期間にわたり同一事業者で同一端末を利用する利用者と比較して、毎月の支払額(月々サポート等による割引)及び端末の購入代金相当額分(キャッシュバック)の双方において、優遇されている状況にあったとされる。
- これらのコストは、長期利用ユーザが負担している通信料の一部で賄われる状況にあったことが指摘されている。

※平成25年度のMNP利用数合計は、657万件。

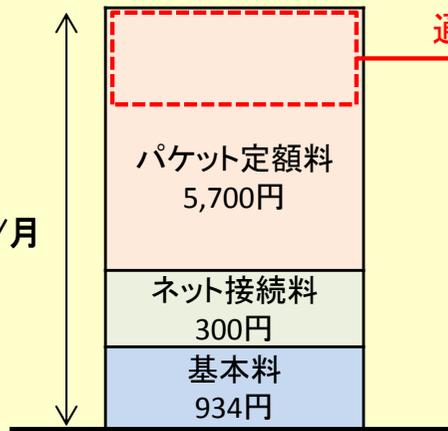
月々の支払い

端末購入時の割引

長期利用ユーザ の負担額

※同一機種を2年以上
契約している場合

6,934円/月

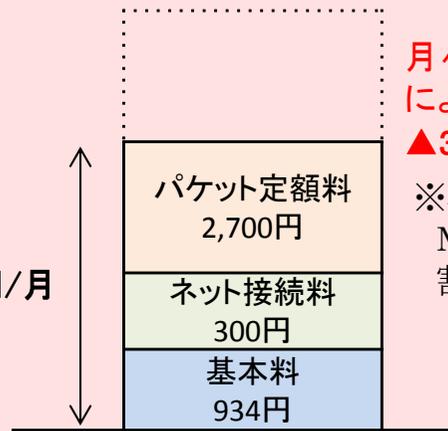


通信料の一部

端末購入なし

短期利用ユーザ (MNP利用者) の負担額

約3,934円/月



月々サポート等
による割引
▲3,000円

※機種変更をした場合と
MNPをした場合では
割引は異なる

端末代
0円

端末代割引
(キャッシュバック)
▲60,000円
~
▲80,000円

- 各携帯事業者のスマートフォンのラインナップは、iPhoneをはじめとして、共通化が進んでおり、端末による差別化が困難な状況。

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンクモバイル
Apple	iPhone 5s	iPhone 5s	iPhone 5s
	iPhone 5c	iPhone 5c	iPhone 5c
Sharp	AQUOS PHONE EX SH-02F	AQUOS PHONE SERIE mini SHL24	AQUOS PHONE Xx mini 303SH
	AQUOS PHONE ZETA SH-01F	AQUOS PHONE SERIE SHL23	AQUOS PHONE Xx 302SH
	AQUOS PHONE ZETA SH-06E	AQUOS PHONE SERIE SHL22	AQUOS PHONE Xx 206SH
	AQUOS PHONE ZETA SH-02E	AQUOS PHONE SERIE SHL21	AQUOS PHONE Xx 205SH
Fujitsu	ARROWS NX F-01F	ARROWS Z FJL22	ARROWS A 301F
	ARROWS NX F-06E	—	ARROWS A 202F
	ARROWS Kiss F-03E	ARROWS ef FJL21	—
Sony	Xperia Z1 f SO-02F	Xperia Z1 SOL23	—
	Xperia Z1 SO-01F	Xperia UL SOL22	—
	—	Xperia Z Ultra SOL24	—
Samsung	GALAXY Note 3 SC-01F	GALAXY Note 3 SCL22	—
	GALAXY S4 SC-04E	—	—
	GALAXY J SC-02F	—	—

※ 2014年4月末時点で販売されている主要な端末で比較。

※ 背景が赤のものは3社共通、青のものは2社共通

モバイルビジネス研究会報告書（2007年9月18日）

□ モバイルビジネス活性化に向けて取り組むべき施策は多岐にわたることから、「これらを総合的に取りまとめ、着実に実施することが必要である。

このため、モバイルビジネス活性化のための総合的施策に関するロードマップを「モバイルビジネス活性化プラン(仮称)」として速やかに取りまとめ、その着実な実施を図ること」が適当。

モバイルビジネス活性化プラン(2007年9月21日)

1.モバイルビジネスにおける販売モデルの見直し

■ 新料金プラン【通信料金と端末価格の分離プラン】

■ 販売奨励金に係る会計整理の明確化

■ SIMロックの解除の推進

■ 端末プラットフォームの共通化の推進

2.MVNOの新規参入の促進

■ MVNO事業化ガイドラインの再改定による環境整備

■ MNOの卸電気通信役務に関する標準プランの策定

■ 新規周波数の割当時ににおけるMVNOへの配慮

■ 行政における担当窓口の明確化

3.モバイルビジネスの活性化に向けた市場環境整備の推進

■ 消費者保護策の強化策(料金比較認定制度、コンサルティング 認定制度、苦情処理機能の体制整備等)の検討

■ プラットフォームの連携強化の検討

- モバイルビジネス市場における一層の競争促進と環境整備を推進するため、2007年1月から9月まで総務省において研究会を開催し、その結果を踏まえ「モバイルビジネス活性化プラン」を策定・公表し、新料金プランの導入と販売奨励金に係る会計整理の明確化を実施。
- 他方、スマートフォンの販売開始(2008年～)により、端末価格が高騰。各事業者は、端末の割賦販売及び毎月の通信料金から割賦支払額相当分を割り引くサービスや利用者へのキャッシュバックを行い、実質負担額が端末価格を下回る状況に。

新料金プランの導入に向けた検討促進

- 端末価格と通信料金が利用者からみて明確に区分された新料金プランを導入すべく環境整備を図る。(2008年度目途)
- ➡ 総務省から、各社に対し、端末料金と通信料金との区分を明確化するよう行政指導(2007年9月)
- ➡ 各社が、端末費用の一部を通信料金で回収する従来プランを見直し、端末価格と通信料金を完全に分離した新料金プランを導入

(NTTドコモの例)

	従来プラン	新料金プラン
通信料金	基本使用料3,780円	基本使用料2,100円 ※2年契約なら1,050円
端末価格	2万円～3万円	5万円前後

販売奨励金に係る会計整理の明確化

- 端末販売奨励金と通信販売奨励金を電気通信事業会計において分計する。(2008年度から施行)
- ➡ 端末販売奨励金は「附帯事業」の営業費用として電気通信事業の営業費用から分離
- 接続料及び卸電気通信役務の原価から、端末及び通信販売奨励金を含む営業コストを原則控除するよう制度化。(2009年度接続料から施行)
- ➡ MVNO等が支払う接続料が大幅に低廉化。

(NTTドコモの音声接続料の例)

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度
接続料 (3分当たり)	32.94円	32.4円	28.8円	24.3円
対前年比	▲2.7%	▲1.6%	▲11.1%	▲15.6%

↑
一部前倒し
適用

↑
完全適用

- 平成20年4月、電気通信事業者の販売奨励金の類型を明確化し、会計整理の具体的な考え方について各事業者間の統一的な運用を確保することにより、電気通信事業における会計整理が適正化され、これにより、各電気通信事業者の電気通信役務の原価の適性化が図られることを目的として、「電気通信事業における販売奨励金の会計上の取扱いに関する運用ガイドライン」を策定。

定義

・販売奨励金

電気通信事業者が、①端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は②電気通信役務の販売代理店等(以下「代理店等」という。)に対して支払う費用であって、i)当該利用者による端末設備の購入又はii)代理店等による電気通信役務に係る契約の締結の代理等若しくは端末設備の販売等に応じて支払いの発生する原因が生じる費用

類型

・販売奨励金の類型

①通信販売奨励金

電気通信役務契約の締結・変更(契約の成立又は当該契約への新たな役務の付加等)、電気通信役務契約の維持(契約内容の一定期間の継続)、一定期間における電気通信役務契約数の累計

②端末販売奨励金等

端末設備の販売、修理(端末設備のみの修理を行う場合に限る。)若しくは変更(電気通信役務契約の締結・変更を伴わない場合に限る。)又は端末販売数の累計が支払いの発生する原因であるもの等

会計整理

・会計上の整理等について

端末販売奨励金等については、電気通信事業営業損益の営業費用には該当しないものであることから、会計整理上、電気通信事業営業損益に含めることなく、当該営業損益以外へ計上することが求められるが、その際には、当該端末販売奨励金等の金額が明確となるよう表示し、公表することが望ましい

1 我が国のモバイル市場における競争状況

2 検討すべき課題

2-1 販売奨励金等について

2-2 SIMロック解除について

2-3 モバイルサービスの料金体系について

これまでの主な意見

- キャッシュバックをしても囲い込みができないようにするため、SIMロック解除や、2年縛りをやめさせるなど、端末とサービスとの間を切り分け囲い込みができなくなる施策を検討すべき。【基本政策委員会・新美委員等】
- グローバル化について、日本のICT基盤が、いかにグローバルスタンダードに近いかが重要であり、その観点から、SIMロック解除の推進についても検討すべき。【基本政策委員会・菅谷委員】
- 今現在SIMロックが一般的な環境では端末のクーリングオフも一緒にさせるべきである。【消費者保護WG・長田構成員、森構成員】
- 端末の割賦販売と毎月の利用料金から端末代金相当額を差し引く制度は、利用者に分かりにくく、独立した端末市場の確立を長期的に阻害。【日本インターネットプロバイダー協会】
- スマートフォンはグローバル化な存在であり、世界的にも特定のキャリアのSIMにロックしないのがトレンド。SIMロックは端末を特定のネットワークに縛り付け、利用者の利便性を阻害。【日本インターネットプロバイダー協会】
- 移動通信市場の競争活性化と拡大には、利用形態に合わせて通信/機器の選択を可能にすることが重要であり、そのためにSIMロック解除等の推進や、SIMフリー市場の構築が必要。【イー・アクセス、テレコムサービス協会】
- 端末販売については、利用者の利便に十分配慮した仕組みとし、SIMロック解除を一律に実施するなど、規制を強め端末購入に際しての選択肢を狭める施策は望ましくない。【情報通信ネットワーク産業協会】

SIM (Subscriber Identity Module)カード

- ✓ 携帯電話事業者が発行する、利用者が**通信サービスを受けるためのICカード**で、携帯電話端末に挿して利用。
- ✓ SIMカードには電話番号などの**契約者情報(※)**が記録されており、携帯電話端末を**ネットワークに接続する際の認証**に用いられる。
- ✓ 日本では、携帯電話事業者が、**端末にあらかじめ自社のSIMカードを挿して販売するのが一般的**。

※ SIMカードに記録されている情報： 加入者の電話番号、国際携帯電話加入者識別番号 (IMSI: International Mobile Subscriber Identity)

SIMロック

- ✓ 携帯電話事業者が、(自社のSIMカード等) **特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作**するよう端末を設定すること。それ以外のSIMカードを挿して通信を行うためには、SIMロックの解除が必要。
- ✓ 利用者が携帯電話事業者を移る際には、SIMロックにより端末が使用できなくなるため、**新たに端末を購入する必要がある**。このため、SIMロックの存在が、携帯電話事業者が利用者に対して自社への乗り換えを促すために、**端末購入代相当分をキャッシュバックする商慣行の一因**となっていると指摘されている。
- ✓ 海外渡航時、国際ローミングよりも低廉な通信料金で通信できる手段として、現地の携帯電話事業者のSIMを使用する方法があるが、SIMロックのかかった端末では**海外で現地の携帯電話事業者のSIMカードに差し替えても通信できない**。



A社の端末は、A社のSIMカードが差し込まれたときのみ動作。
(B社のSIMカードを差し込んでも動作しない。)

1. 趣旨

海外渡航時、携帯電話の番号ポータビリティ制度利用時など、携帯電話利用者の中にはSIMロック解除に対する要望が存在。

事業者は、その主体的な取組により、対応可能な端末からSIMロック解除を実施することが期待される。

当分の間、法制化に係る検討は留保し、事業者による取組状況を注視。

2. 対象となる端末

平成23年度以降新たに発売される端末のうち、対応可能なものからSIMロック解除を実施。

対象となる端末並びにSIMロック解除に係る条件及び手続を事前に公表。

3. 説明責任

事業者は、①端末販売時、②SIMロック解除時、③役務の提供に係る契約締結時に、以下の事項等を利用者に説明。

- ▶ SIMロック解除に係る条件及び手続
- ▶ **他社のSIMカードが差し込まれた際に、通信サービス等の利用が制限される可能性**

4. その他

(1) 通信サービスの不具合・機器の故障への対応

現に役務を提供する事業者は、利用者への対応に当たる体制を整備するものとし、事業者等との間で取次方法等について協議。

(2) ガイドラインの見直し等

SIMロック解除に係る事業者の取組等携帯電話市場を取り巻く環境変化を踏まえ、**ガイドラインの見直しのほか、所要の対応を実施。**

1. SIMロック解除の状況

NTTドコモ

- ✓ 2011年4月1日以降に発売されたiPhone以外の端末(スマートフォンも含む)においてSIMロック解除可能
- ✓ iPhoneはSIMロック解除不可
- ✓ 解除手数料は、3,000円(税抜)

KDDI

- ✓ 3Gについては、他社と通信規格が異なるため互換性無し
- ✓ iPhoneも含め、他社のSIMを差し替え不可

ソフトバンクモバイル

- ✓ 2011年4月1日以降、3機種 of SIMロック解除対応端末を発売
- ✓ iPhoneはSIMロック解除不可
- ✓ 解除手数料は、3,000円(税抜)

イー・アクセス

- ✓ 2013年度に発売された5機種のうち、2機種がSIMフリー端末。

2. SIMカード単体発売

- ・携帯電話事業者では、NTTドコモ、ソフトバンク、イー・アクセスが販売。
- ・MVNOでは、日本通信、NTTコミュニケーションズ、ビッグロブ、IIJ、ソネット、フリービット等が販売。

3. SIMフリー端末

- ・2010年～： 「Nexus」シリーズの発売(Google社)
- ・2013年11月： iPhoneのSIMフリー版を発売(Apple社)
- ・2013年11月： 格安SIMフリースマートフォン「Freetel」(プラスワン・マーケティング)
- ・2014年3月： 台湾コヴィア製スマートフォン「Flea Phone」シリーズ((株)コヴィア等)
- ・2014年4月： 子供用SIMフリースマートフォン「ポラスマ」(クロスリンクマーケティング)

- 日本を除く主要国の通信事業者は、少なくとも契約から一定期間経過後にはSIMロック解除に応じている。
- なお、英国、ドイツなどの国ではSIMロック解除に関する規律は存在しないものの、フランスや米国、韓国ではSIMロック解除に関する規制を設けている。

	SIMロック解除に関する規制等 (規制内容)	備考
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の条件の下SIMロックを施すことが認められている(ARCEP決定)。 ①契約者はいかなる時点においてもSIMロック解除を要求可能 ②拘束期間満了後あるいは遅くとも契約締結から6ヶ月経過後は無償でSIMロック解除方法を通知 ・事業者団体と政府との合意により、同団体所属事業者は契約締結から3ヶ月経過後は無料でSIMロック解除方法を通知する旨表明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約締結から3ヶ月に満たない時期に解除する場合には手数料を徴収する事業者が多い(一例として€76)。
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年に実施された700MHzオークションでは、700MHz高帯域のCブロックにネットワークアクセスする場合の条件としてSIMロック禁止を規定(FCC規則27.16条) ・2013年12月、事業者団体CTIAが消費者のための行動規範を改定し、SIMロック解除に関するFCCとの合意事項を追加。2014年2月適用。(※1) 	<p>※1:2014年5月より一部の端末について、解約時に無料でSIMロックを解除できる。 (ポストペイドの場合、①契約期間満了後、②端末込契約満了後、③早期解約料支払後のいずれか、プリペイドの場合、最初に使用してから一定期間後(最長1年)に解除可能。)</p> <p><現在の解除条件の例> 【AT&T】90日経過後解除可能、手数料無料 【T-Mobile】40日経過後解除可能、手数料無料</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年7月からW-CDMA端末でのSIMロック解除を義務化。 ・義務化に先立ち2008年3月に「電気通信事業用無線設備技術基準」及び「電気通信設備の相互接続基準」を改正。 ・2013年11月、「電気通信設備の相互接続基準」を改定し、SIMロック解除の対象をLTEに適用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも解除可能、手数料無料。

- 2013年12月、事業者団体CTIAが消費者のための行動規範を改定し、SIMロック解除に関するFCCとの合意事項を追加(2014年2月適用)。これにより、2014年5月より、解約時に無料でSIMロックを解除できることとなる。(ポストペイドの場合、①契約期間満了後、②端末込契約満了後、③早期解約料支払後のいずれか、プリペイドの場合、最初に使用してから一定期間後(最長1年)に解除可能。)
- 2014年2月25日、個人がSIMロックを解除できる旨を定めた法案「Unlocking Consumer Choice and Wireless Competition Act」が下院で可決。

経緯

・個人によるSIMロック解除は、デジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act, DMCA)の免除事項に該当するとして黙認されていた。
・しかし、2013年1月、消費者が契約期間終了後であっても契約先の携帯通信事業者の同意を得ずにSIMロック解除することはデジタルミレニアム著作権法に違反すると米議会図書館が判断したため、10万人以上の消費者が判断の無効化を求めて政府の請願プラットフォームに署名。

これを受け、ホワイトハウス及びFCCは、SIMロック解除を行うことによって違反の可能性にさらされることとなった消費者を保護する観点から、SIMロック解除が可能であることを担保する動きが加速

【事業者が消費者のSIMロック解除の権利を担保】

- ・2013年11月、FCC T.ウィラー委員長は携帯電話事業者らがつくる業界団体CTIA(Cellular Telecommunications & Internet Association)に当たった書簡で、ユーザーがモバイル端末のロックを解除できる権利の成文化を要求。
- ・2013年12月、CTIAが行動規範を改定(SIMロック解除に関する合意事項を追加)。2014年2月に適用。
- ・2014年5月には、各事業者が解除ポリシーを公開し、解除対応を開始する。
- ・2015年2月までには、ロック解除可能となった旨の利用者周知、原則2営業日以内の解除対応等、行動規範へ盛り込んだ6項目すべてについて対応を開始する。(なお、詐欺的行為や盗難された端末であるという合理的な根拠がある場合は事業者はロック解除要求を拒否可能。)

【法律で消費者のSIMロック解除の権利を担保】

- ・「Unlocking Consumer Choice and Wireless Competition Act」が2014年2月25日に下院で可決。
- ・消費者が、利用している事業者の承認を得て、端末のSIMロックを解除することができることを規定。

	モバイルビジネス研究会当時	現在
通信方式の共通化	第3世代携帯電話までは、W-CDMAとCDMA2000で通信方式が異なる状況。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ LTE(3.9世代携帯電話)の普及 ※LTE契約数:3,876万件(平成25年12月末現在) ➤ VoLTEが今夏以降、開始予定
端末の共通化	フィーチャーフォンが主流(キャリア毎にカスタマイズされた端末が主流)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スマートフォン(グローバル端末等)の普及 ※スマートフォン契約数:5,734万件(平成26年3月末現在)
通信サービスと端末の分離	端末料金と通信サービス料金が一体的な提供が一般的	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 端末の割賦販売・利用期間付き契約(2年縛り)の一般化
通信サービスと上位レイヤーサービスとの分離	キャリアメール・キャリアコンテンツは同じキャリアの通信サービスの利用が必須。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ フリーメールの普及 ➤ キャリアメールキャリア・コンテンツの分離(例:ドコモメールやドコモのdマーケットは他社でも利用可能。)
通信サービスと端末のアフターサービスの分離	端末のアフターサービスも含めて通信サービスを提供するキャリアが提供。	<ul style="list-style-type: none"> ➤ キャリアとは別のアフターサービス提供主体の登場(例:iPhoneについては、Appleでアフターケアサービスを提供)

1 我が国のモバイル市場における競争状況

2 検討すべき課題

2-1 販売奨励金等について

2-2 SIMロック解除について

2-3 モバイルサービスの料金体系について

これまでの主な意見

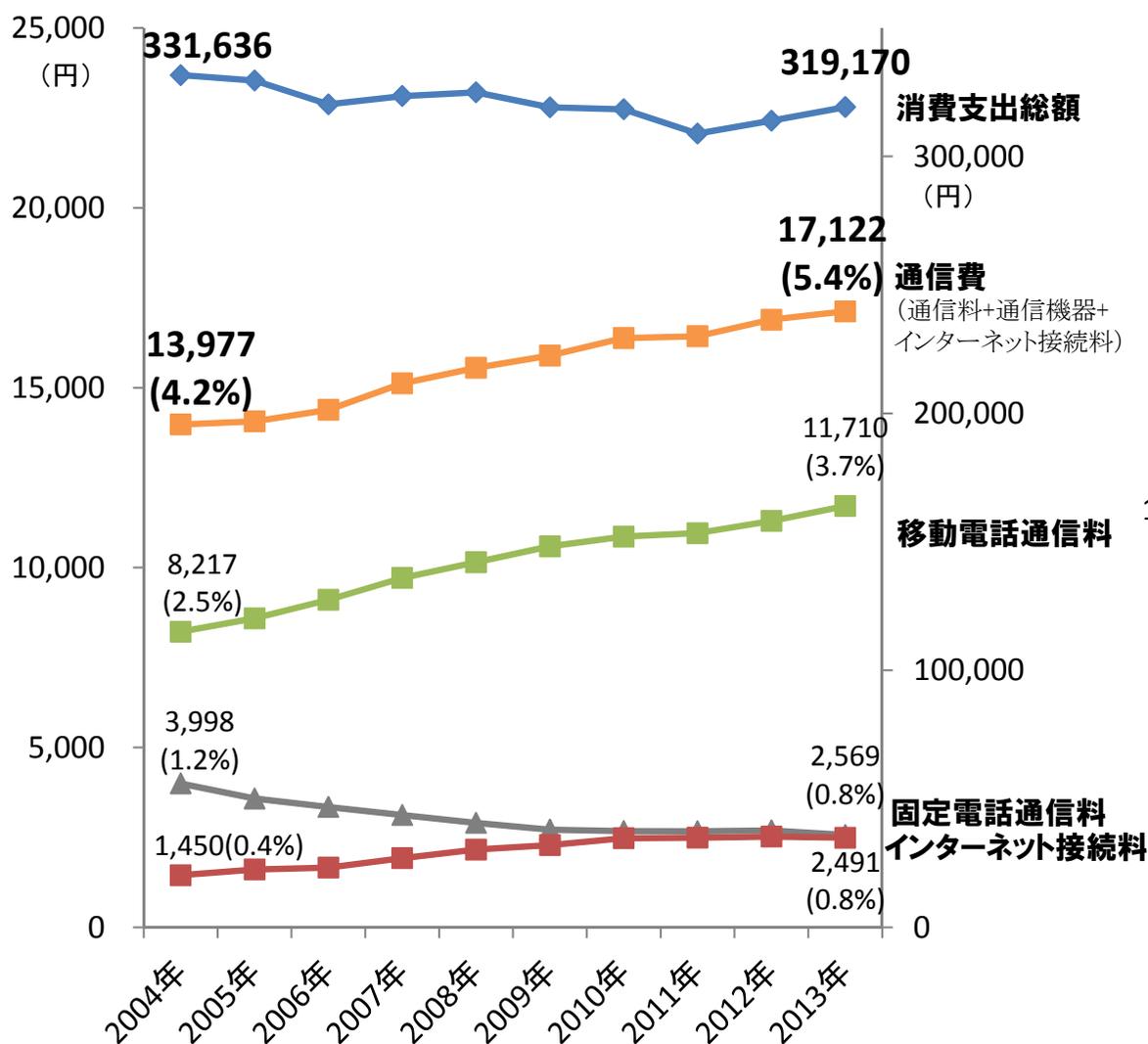
- スマートフォン用の主要な通信料金は各社一律となっており、**利用実態とも乖離**。多少料金が高くても、**利用者のニーズに応じた納得感のある料金体系が必要**。【特別部会・木場委員等】
- 主要事業者・グループ間において、高級なものから低廉なものまで、**利用者のニーズに応じた多様なサービスや料金プランを実現し、利用者の選択肢を多くすることが必要**。【総会・服部委員等】
- 一般ユーザの立場では、**通信料金を安くして欲しいが、安いからといって信頼性が薄れるのは困る**。【特別部会・知野委員】

- 事業者は、利用者ニーズに合わせた料金プランを提供しており、通信料金は低廉化している。【NTTドコモ、ソフトバンク】
- 多様なニーズに応じた料金プランの導入を行っていく。【NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、イーアクセス】

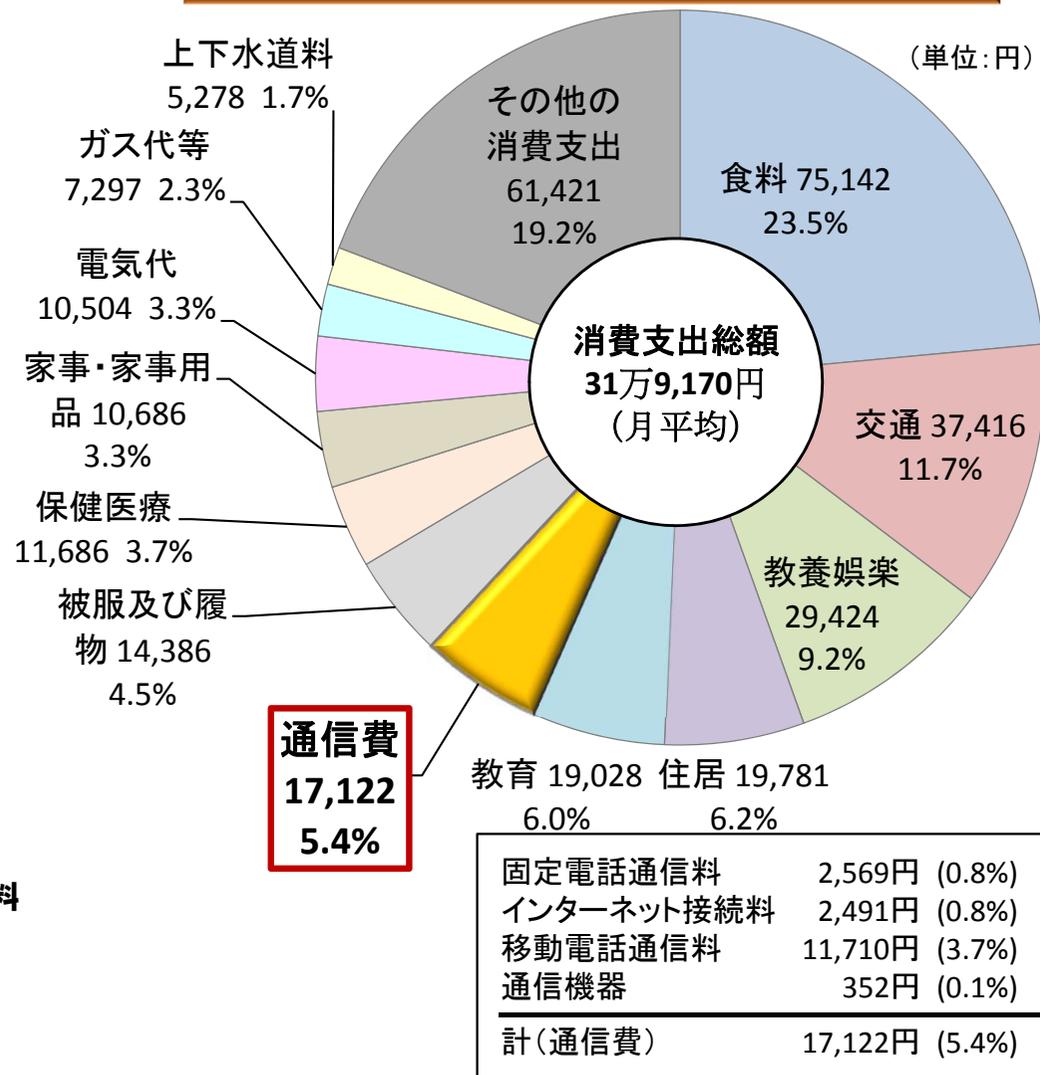
- スマートフォンで7GBまでデータ通信の利用をしているユーザがどれくらいいるのか。**平均的には1GBか2GBぐらいしか利用していないところであり、ニーズに応じた料金体系が必要**。【消費者保護WG・長田構成員】
- 長期契約者への優遇、データ通信低利用者向けプラン等、**利用者のニーズに合致した多様な料金体系の導入について検討が必要**。【消費者保護WG・北構成員】
- スマートフォンの通話料金は、高止まりしているのではないか。【消費者保護WG・木村構成員】

「消費支出に占める通信費の割合」は、平成15年と平成25年を比較すると、月額平均の消費支出総額は減少傾向にある中、その割合は4.2%(平成15年)から5.4%(平成25年)に増加。

消費支出における通信費(推移)



消費支出における通信費(2013年)



(出典)総務省「家計調査」から作成

携帯電話各社のLTE料金の比較

□ 主要事業者のLTEの料金プランはほぼ横並びの状況。

(税抜)

会社名	NTTドコモ			KDDI (au)		ソフトバンク モバイル		イー・アクセス
基本料	タイプXi にねん(2年契約)			LTEプラン(誰でも割、2年契約)		ホワイトプラン(2年契約)		LTE電話プラン (にねん)
	743円			934円		934円		934円
通話料	20円/30秒 Xiカケホーダイ:667円/月(自網内24時間無料)			1~21時の自網内通話無料 上記以外は:20円/30秒 au通話定額:476円/月 (自網内24時間無料)		1~21時の自網内通話無料 上記以外は:20円/30秒 定額オプション:476円/月 (自網内24時間無料) ※2013年1月サービス提供開始		自網内24時間無料 上記以外は: 18円/30秒
ネット 接続料	spモード 300円			LTE NET 300円		S! ベーシックパック 300円		—
データ通 信料	Xiパケ・ ホーダイ フラット	iPhone	Xiパケ・ ホーダイ ライト	LTE対応 スマホ	iPhone	LTE対応 スマホ	iPhone	データ定額5
	5,700円	5,200円	4,700円	5,700円	5,200円 (最大2年)	5,700円	5,200円 (最大2年)	2,762円 (LTEスマホ割適用時)
合計 (通話料 除く)	6,743円	6,243円	5,743円	6,934円	6,434円	6,934円	6,434円	3,696円

※なお、NTTドコモにおいては、平成26年6月1日より新たな料金プラン(カケホーダイプラン:2,700円やパケットパック:9,500円(10GB)など)を提供予定。
(各社ホームページより作成)

- 携帯主要3事業者の「定額データ通信料金」は、7GB上限メニューが基本。
- ⇒ 利用者の利用実態(ユーザ1人当たりの平均通信量は約2GB/月)に応じた料金プランは限定的。

通常のデータ定額料金

提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは5,200円/月)
KDDI(au)	LTEフラット	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットfor 4G	5,700円	月7GBの容量制限 (iPhoneは2年目まで5,200円/月)

携帯電話事業者の提供する割安料金プラン

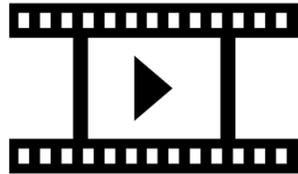
提供事業者	プラン名	月額料金	備考
NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ ライト	4,700円	月3GBの容量制限 (2012年10月～)
	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「らくらくスマートフォン」向け
	Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,839円	月500MBの容量制限 ※「スマートフォンforジュニア」向け
KDDI(au)	LTEフラット(スマートバリュー適用時)	4,767円	月7GBの容量制限 (提携する固定通信サービスの利用(注1)による割引適用時。 加入から2年間は、4,290円/月)
ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「シンプルスマホ」(3Gのみ)向け

注1 利用料金:3,900円/月～5,700円/月

※ 各事業者とも、平成26年4月現在の提供プラン。金額は税抜。容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる。

(出典:各社のホームページをもとに作成)

- 月7GBのデータ定額プランの場合、1日当たりの平均で以下のような利用が可能

 <p><u>ホームページの閲覧</u> <u>1,687ページ</u></p>	 <p><u>メールの送受信</u> <u>62万通</u></p>
 <p><u>音楽をダウンロード</u> <u>60曲</u></p>	 <p><u>動画の閲覧(注)</u> <u>1.1時間(66分)</u></p>

(注) 映像384kbps、音声96kbps程度の動画を想定

※1 1GB=1,024MBで換算

※2 使用時間や使用量は一般的な目安

※3 それぞれの操作のみを行った場合

携帯電話各社の音声通話料金の比較

□ フィーチャーフォンからスマートフォンへ替わり、通話料には多様性がなく、無料通話部分がなくなった。

フィーチャーフォン

(税抜)

会社名	NTTドコモ(注1)						KDDI (au)(注2)						ソフトバンクモバイル(注3)				
プラン名	タイプシンプルバリュー	タイプSSバリュー	タイプSバリュー	タイプMバリュー	タイプLバリュー	タイプLLバリュー	プランEシンプル	プランSSシンプル	プランSシンプル	プランMシンプル	プランLシンプル	プランLLシンプル	オレンジプランSSプラン	オレンジプランSプラン	オレンジプランMプラン	オレンジプランLプラン	オレンジプランLLプラン
基本料	743円	934円	1,500円	2,500円	4,000円	6,500円	743円	934円	1,550円	2,000円	3,950円	6,700円	1,700円	2,250円	3,200円	4,650円	7,400円
無料通話(※5)	なし	1,000円(25分)	2,000円(55分)	4,000円(2時間22分)	6,000円(5時間)	11,000円(12時間13分)	なし	1,000円(25分)	2,000円(62分)	4,050円(2時間24分)	6,300円(4時間22分)	11,000円(13時間20分)	1,000円(25分)	2,000円(62分)	4,050円(2時間24分)	6,300円(4時間22分)	11,000円(13時間20分)
通話料	20円/30秒	20円/30秒	18円/30秒	14円/30秒	10円/30秒	7.5円/30秒	20円/30秒	20円/30秒	16円/30秒	14円/30秒	12円/30秒	15円/分	20円/30秒	16円/30秒	14円/30秒	12円/30秒	15円/分

※ 各社のプランのうち、主なもの。最大通話時間は、すべて音声通話で使用した場合のもの。なお、3社とも家族観の国内通話は24時間無料。

注1 「ファミ割MAX50」又は「ひとりでも割50」(いずれも2年契約)適用時の基本料

注2 「誰でも割」(2年契約)適用時の基本料

注3 「新・自分割」(2年契約)適用時の基本料



スマートフォン

(税抜)

会社名	NTTドコモ	KDDI (au)	ソフトバンクモバイル	
プラン名	タイプXi にねん	LTEプラン	ホワイトプラン	Wホワイトプラン
基本料	743円	934円(注)	934円	1,868円
通話料	20円/30秒	1~21時の自網内通話無料 上記以外は:20円/30秒	1~21時の自網内通話無料 上記以外は:20円/30秒	1~21時の自網内通話無料 上記以外は:10円/30秒
	Xiかケ・ホーダイ:667円/月 (自網内24時間無料)	au通話定額:477円/月 (自網内24時間無料)	定額オプション:477円/月 (自網内24時間無料)	

※ 各社のプランのうち、主なもの。3社とも2年契約適用時の基本料で、家族間の国内通話は24時間無料。

注 「誰でも割」適用時の基本料

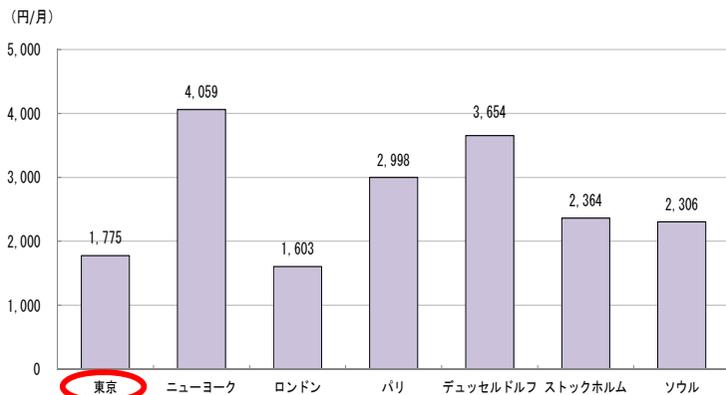
「事業者ホームページ及びパンフレット(平成26年4月版)より作成」

携帯電話

- フィーチャーフォン —— 音声のみ利用 (NTTドコモ・3G)
 - ◆ 音声月92分…2番目に低廉な水準
- スマートフォン —— 音声・メール・データ利用 (NTTドコモ・LTE)
 - ◆ 一般ユーザ (音声月57分、メール月430通(うち発信205通)、データ月1.6GB)
 - … 3番目に高い水準
 - ◆ ライトユーザ (データ低利用ユーザ) (音声月57分、メール月430通(うち発信205通)、データ月500MB)
 - … 最も高い水準

フィーチャーフォン

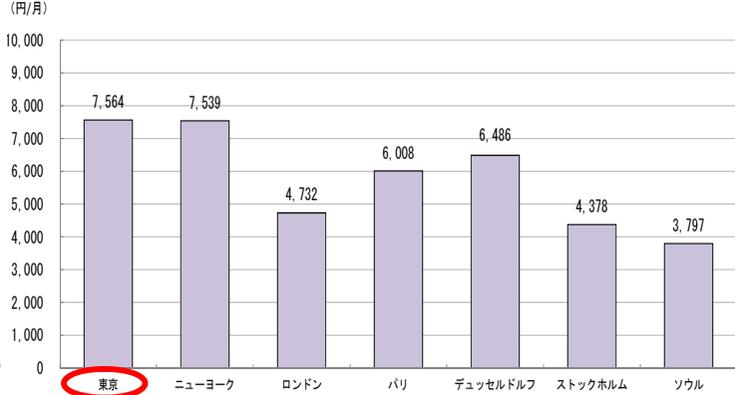
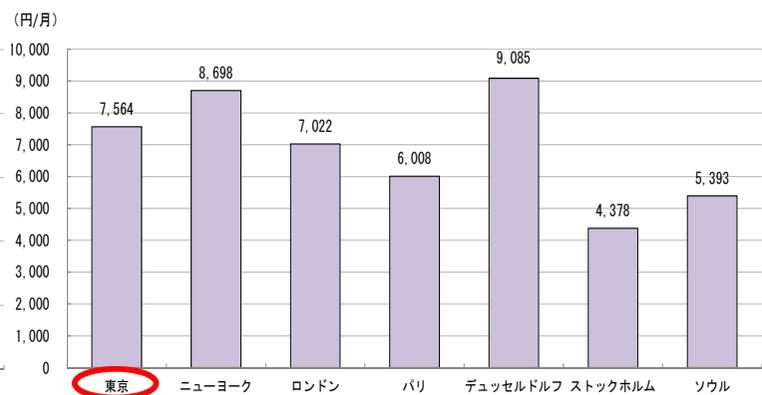
(音声のみ)



スマートフォン

一般ユーザ (1.6GB)

ライトユーザ (500MB)



(※) 音声は「平成23年度通信量からみた我が国の通信利用状況」(総務省、2012年)等、メールは「2012年度携帯電話の利用実態調査」(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 移動通信委員会、2012年)、データは「無線LANビジネス研究会報告書(総務省、2012年)」及びOECDモデルの区分にしたがって設定。

諸外国におけるスマートフォン(LTE)プラン(月額)

- 諸外国では概してデータ通信量に応じた多様な料金プランが設定されているが、現在、日本では月3GB未
満や3~7GBの料金が設定されていない。
- なお、月7GB以上の料金については、我が国は必ずしも高くない。

(単位:円、税抜)

事業者	基本 使用料	250MB	500MB	1GB	2GB	3GB	4GB	5GB	6GB	7GB	8GB	9GB	10GB	...	備考
日本 (NTTドコモ)	743 ^{※1}	-	-	-	-	4,700 (6,410)	-	-	-	5,700 (7,410)	-	8,200 (9,910)	10,700 <11GB> (12,410)	-	※1 ・別途ネット接続料300円及び通 話料が必要。 ・括弧内は基本料、ネット接続料、 自網内通話無料(667円)を加算。 他網への通話料は別途必要。
	新プラン 2,700 ^{※2}	-	-	-	3,500 (6,500)	4,500 (7,500)	-	5,000 (8,000)	6,000 (9,000)	7,000 (10,000)	8,000 (11,000)	9,000 (12,000)	9,500 (12,500)	22,500 <30GB> (25,500)	※2 ・別途ネット接続料300円必要。 ・国内通話無制限。 ・括弧内は基本料、ネット接続料 を加算。
米国 (VERIZON)	4,104 (\$40)	1,539 (\$15) (5,643)	3,078 (\$30) (7,182)	4,104 (\$40) (8,208)	5,130 (\$50) (9,234)	6,156 (\$60) (10,260)	7,182 (\$70) (11,286)	-	8,208 (\$80) (12,312)	-	9,234 (\$90) (13,338)	-	10,260 (\$100) (14,364)	23,085 (\$225) <30GB> (27,189)	・250MB~50GBまで計17段階選 択可 ・国内通話無制限 ・括弧内は基本料を加算。
英国 (EE)	-	-	5,545 ^{※3} (£37.49)	-	6,162 (£41.66)	-	-	6,778 (£45.83)	-	9,248 (£62.5)	-	-	11,703 (£79.1)	-	・国内通話無制限 ※3 通話1,000分まで無料。
仏国 (Orange)	-	-	2,550 (€20.9)	-	-	3,365 (€27.58)	-	-	-	4,080 (€33.4)	-	-	16,320 (€133.77)	-	・国内通話無制限 ・10GBプランは端末セットプラン のみ。
独国 (T-Mobile)	-	-	4,954 (€37.73) (750MB)	6,610 (€50.34) (1GB)	9,920 (€75.55) (2.5GB)	-	-	11,028 (€83.99)	-	-	-	-	-	-	・最低100分から無料通話分があ る。
韓国 (SKTelecom)	-	-	3,267 (₩27,000) (800MB)	3,812 (₩31,500) (1.6GB)	4,659 (₩38,500) (2.6GB)	-	-	5,566 (₩46,000)	-	-	-	6,534 (₩54,000)	7,865 (₩65,000) <13GB>	9,196 (₩76,000) <18GB>	・最低120分から無料通話分があ る。

(出典:各社のホームページをもとに作成)

- アンドロイド端末の場合における最も初期費用の安い2年契約プラン(ただし、仏国のみ12ヶ月契約)を記載。
- 日本の新料金プランについては、本年6月1日からサービス開始予定。2GB、5GBのプランについては、一人10回線まで契約可。10GB以上のプランについては、家族10人まで契約可。
- 米国の各プランについては、端末10台までデータ容量の共用が可能。
- 購買力平価(平成24年): 1米\$ = 102.6円、1£ = 147.9円、1仏€ = 122円、1独€ = 131.3円、1韓₩ = 0.121で計算。小数点以下四捨五入。

- ❑ MVNO(仮想移動体電気通信事業者)^{※1}とは、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達して、自社ブランドのモバイルサービスを提供する電気通信事業者。
- ❑ MVNOの事業者数は、2013年12月末現在で161社^{※2}。契約数は増加傾向で1,375万。

※1 Mobile Virtual Network Operatorの略。携帯基地局などの設備を保有しないため「仮想」と呼ばれる。

※2 MNOのように、大規模な通信設備を保有する必要がなく、異業種や小規模の事業者でも参入が可能であることから、MNOと比べて事業者数は多い。

MVNOサービスのイメージ

- 【MVNOサービスの利用方法】
- ・ 電話番号や契約者情報等を登録したSIMカードを受け取り
 - ・ 利用者のスマホ端末などに差し込み、データ通信等を実施



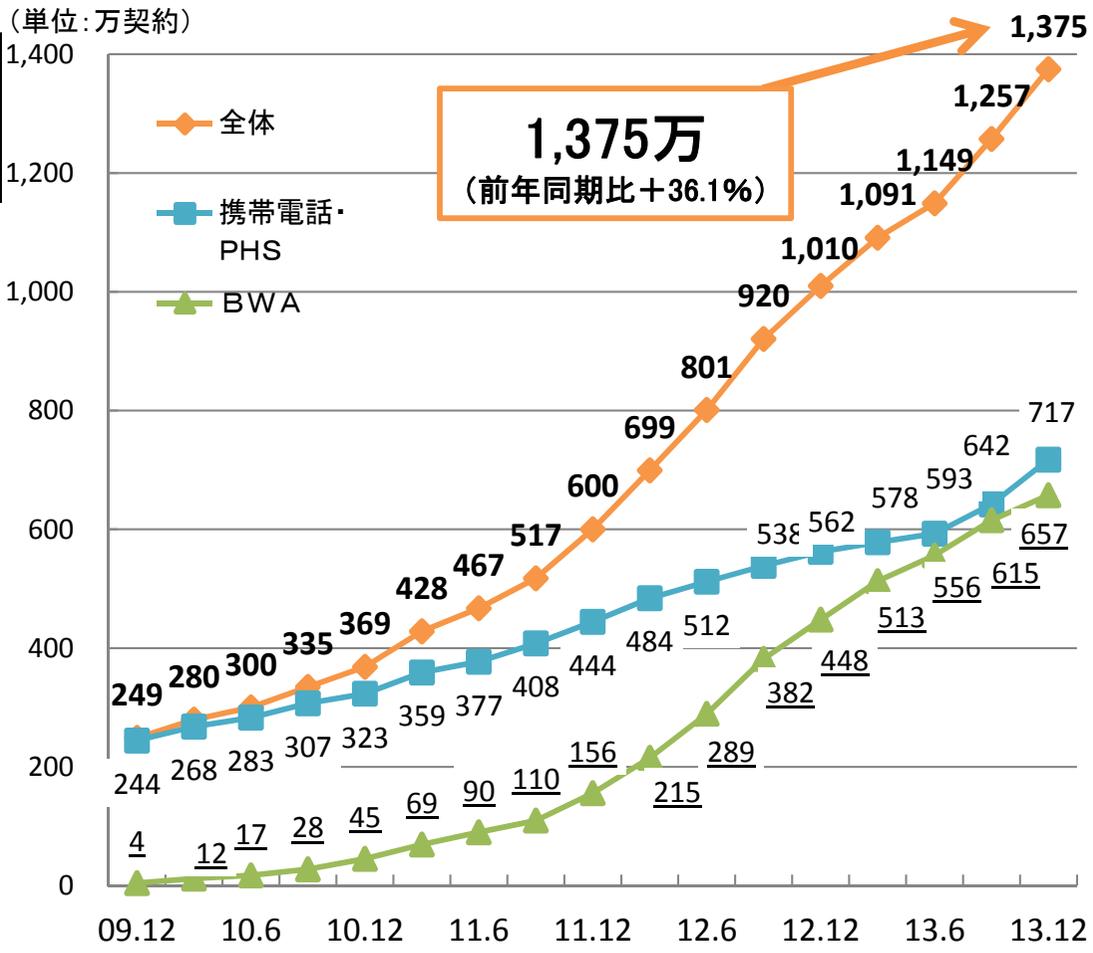
利用者の端末(※)



※MVNOの使用するMNOのネットワーク以外の事業者の端末であれば、SIMロック解除が必要

- 【最近のMVNOサービス普及の動向】
- ・ 通話サービスを本格的に開始したこと
 - ・ 大手小売店が端末とSIMカードを店舗でセットで販売を開始したこと
- などによって、既存のMNOサービスに近づいたことで普及

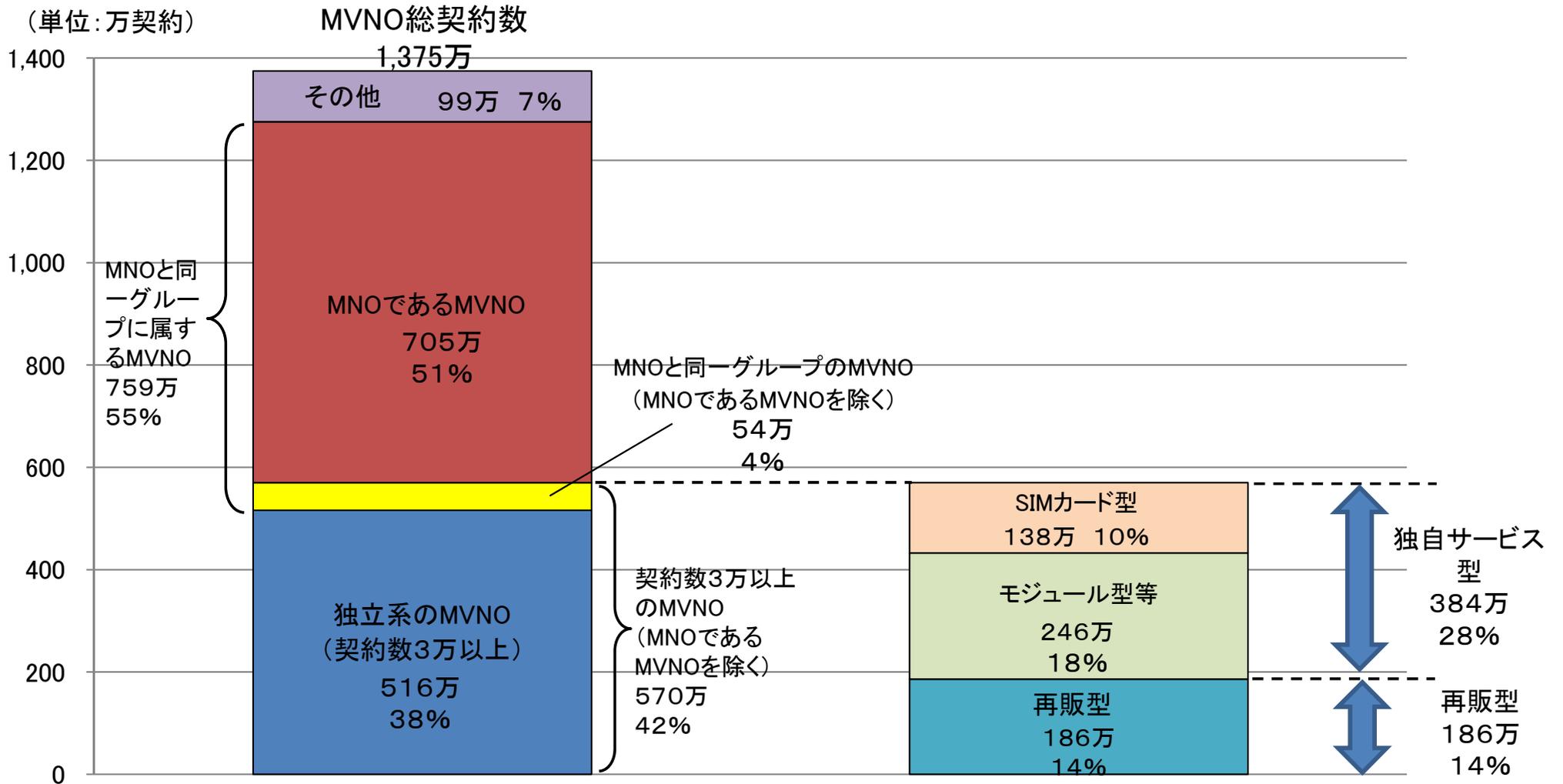
MVNO契約数の推移



(出典) 総務省調査

MVNOの内訳(H25年12月末)

- 全MVNO中、MNOと同一グループに属するMVNOのシェアが55%を占める。
- 独自のサービスを展開する独立系MVNOのシェアは3割を下回る。



※1： 契約数3万未満のMVNOについては、総務省に対する直接報告の対象外であるため、この数値のみMNOからの間接報告に基づくもの。

※2： 「MNOと同一グループに属するMVNO」とは、「MNOの連結子会社」又は「MNOの親会社の連結子会社」であるMVNOを指す。

※3： 再販型とは、MNOと同一の料金プランでサービスを提供する事業形態を取るもので、回線提供型MNOと実態はほぼ同じ。

MVNOの代表的なサービス概要(MNOであるMVNO除く)

分類	事業者名	代表的なサービス	サービス概要
独自サービス型	セキュリティ系	セコム(株) 	ココセコム【KDDI】 基地局情報+GPS機能を活用して子供やお年寄り、車両の位置情報をホームページ上から検索可能とするサービス。(独自端末販売)
	自動車系	本田技研工業(株) 	リンクアップフリー【ソフトバンク】 ホンダのカーナビ(インターナビ)利用者がカーナビによる双方向のデータ通信を無料で利用できるようにするサービス。
		トヨタメディアサービス(株) 	G-BOOK【KDDI】 専用の通信モジュールを利用した自動車向け移動通信サービス。交通情報検索、緊急時のオペレータへ通話、盗難時の位置検索、カーナビ地図の更新等が可能。
	固定系	(株)ケイ・オプティコム 	mineo【KDDI】 KDDIのネットワークを利用したデータ通信サービス。スマートフォン端末込み月額3,590円で最大75Mbps(1GB/月まで)のデータ通信が利用可能。 <H26.6.3開始予定>
	MVNO専業系	日本通信(株) 	スマホ電話SIM フリーData【NTTドコモ】 月額1,560円で最大200kbpsのデータ通信ができるサービス。追加料金1,560円で3GB/月のLTEサービスが利用可能。
	ISP系	NTTコミュニケーションズ(株) 	OCNモバイルONE【NTTドコモ】 ドコモLTE・3G網でのモバイルデータ通信サービス。月額900円(定額)で最大150Mbps(ただし50MB/日まで)の利用が可能。
		(株)インターネットイニシアティブ 	IIJmio高速モバイル/D【NTTドコモ】 通常時(クーポンがない時)は最大200kbpsで利用(最安月額900円)。クーポン(100MB単位、500円)を購入することにより、下り最大150Mbpsで利用できるLTEサービス。ファミリーシェア1GBプランはSIMカードを3枚まで利用可能。(1枚につき2,000円の発行料が発生)
		ビッグロブ(株) 	BIGLOBE LTE・3G エントリープラン【NTTドコモ】 ドコモLTE・3G網でのモバイルデータ通信サービス。スマートフォン端末込み月額2,776円で1GB/月のサービスが利用可能。BIGLOBEの接続コースへの加入が必要。
	その他	ウォルト・ディズニー・ジャパン(株) 	ディズニー・モバイル・オン・ソフトバンク【ソフトバンク】 ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス。料金プラン、割引サービスはソフトバンクモバイルと同額。(独自端末販売)
	再販型	(株)ヤマダ電機 	YAMADA Air Mobile WiMAX【UQ】 UQコミュニケーションズのWiMAXネットワークを利用した、高速通信サービス。(ヤマダ電機で販売)(イー・アクセスのLTEネットワークを利用した同ブランド名のサービスもあり)
(株)エディオン 		エディオンセレクト スマートフォン【NTTドコモ】 NTTコミュニケーションズのネットワークを利用したデータ通信サービス。スマートフォン端末込み月額1,934円で50MB/日の利用が可能。(エディオンで販売)	
イオン(株) 		イオンのスマートフォン【NTTドコモ】 日本通信のネットワークを利用し、スマートフォン端末込み月額2,980円で最大200kbpsのデータ通信ができるサービス。(イオンで販売)	
(株)ビックカメラ 		BIC SIM【NTTドコモ】 IIJのネットワークを利用し、スマートフォン端末込み月額2,830円で月1GBまでのデータ通信ができるサービス。(ビックカメラで販売)	

□ MVNOの提供するサービスは、MNOに比べ、速度制限のかかるデータ通信上限量が低いかわりに月額料金が低いものが多いのが特徴。

MVNOが提供するデータ通信プラン(代表例)

MNOが提供するデータ通信プラン(代表例)

	提供事業者	プラン名	月額料金	備考
1,000円以下	U-NEXT	U-mobile * d ダブルフィックス	680円	月1GBまでの料金 月3GBまでは2,079円
	フュージョン・コミュニケーションズ*	楽天ブロードバンドLTE エントリープラン	834円	月300MBの容量制限
	IIJ	高速モバイル/Dミニマムスタートプラン	900円	月1GBの容量制限
	日本通信	b-mobile スマートSIM 月額定額980	934円	150kbpsの低速サービス(容量制限なし)
	NTTコミュニケーションズ*	OCN モバイル one (50MB/日)	900円	1日50MBの容量制限
	ビッグロース	BIGLOBE LTE・3G エントリープラン	900円	月1GBの容量制限
1,000円～2,000円	NTTコミュニケーションズ*	OCN モバイル one (2.0GB/月)	1,450円	月2GBの容量制限
	ビッグロース	BIGLOBE LTE・3G ライトSプラン	1,505円	月2GBの容量制限
	IIJ	高速モバイル/Dライトスタートプラン	1,520円	月2GBの容量制限
	U-NEXT	U-mobile * d スタANDARD	1,680円	月3GBの容量制限
2,000円以上	日本通信	b-mobile 4G Pair GB SIM	2,829円	2つの端末合計で月2GBの容量制限
	フュージョン・コミュニケーションズ*	楽天ブロードバンドLTE アクティブプラン	2,839円	3日間で300MBの容量制限

	提供事業者	プラン名	月額料金	備考
3000円未満	NTTドコモ	Xiらくらくパケ・ホーダイ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「らくらくスマートフォン」向け
		Xiパケ・ホーダイ for ジュニア	2,839円	月500MBの容量制限 ※「スマートフォン for ジュニア」向け
	ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットforシンプルスマホ	2,839円	月500MBの容量制限 ※「シンプルスマホ」向け
	ウィルコム	ウィルコムプラン Lite	2,839円	月1GBの容量制限 ※キャンペーン適用で24ヶ月間1,886円/月
3000円以上～5000円未満	イー・アクセス	LTE電話プラン(にねん)+データ定額5	3,969円	月5GBの容量制限・音声基本使用料込み
	NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイライト	4,700円	月3GBの容量制限
5000円以上	NTTドコモ	Xiパケ・ホーダイ	5,700円 ※3	月7GBの容量制限
	KDDI	LTEフラット	5,700円 ※3	月7GBの容量制限
	ソフトバンクモバイル	パケットし放題フラットfor 4G LTE	5,700円 ※3	月7GBの容量制限

※1金額は税抜
 ※2容量制限のあるものは、容量制限を越えると低速のサービスに切り替わる
 ※3iPhoneを利用の月額料金は、5,200円(3社共通)

參考資料

事業者団体CTIAの消費者行動規範の改定

—「Mobile Wireless Device Unlocking Voluntary Commitment」(2013年12月合意)の追加—

「Mobile Wireless Device Unlocking Voluntary Commitment」における6つの基準

1 (利用者への)開示

各事業者は、ポストペイド及びプリペイドのモバイル通信端末のSIMロック解除についての明確で簡潔なポリシーを各社のウェブサイトに掲載し、容易に閲覧できるようにする。

2 ポストペイド端末におけるSIMロック解除ポリシー

事業者は、(利用者からの)要求に応じて、料金を支払っている現在あるいは過去の利用者及び対象となる端末の所有者に対して、ポストペイド契約の契約期間の満了、端末の分割払の履行完了、あるいは早期解除料の支払履行の後、モバイル通信端末のSIMロックを解除するか、解除に必要な情報を提供する。

3 プリペイド端末におけるSIMロック解除ポリシー

事業者は、(利用者からの)要求に応じて、合理的な期間、料金支払あるいは利用量の要件と合致した形で、最初にアクティベーションしてから一年を超えない間に、プリペイドのモバイル通信端末のSIMロックを解除する。

4 (利用者への)告知

SIMロックをかけている事業者は、利用者の機器がロックを解除できる権利を得た(eligible)と同時に、その機器が無料で解除可能であることについて明確に利用者に通知するか、自動的に遠隔操作でロック解除する。事業者は、自社のサービスを利用したことのない利用者からの解除要求については、合理的な料金を課す権利を留保している。プリペイド利用者への通知については、販売時、解除できる権利を得た時、または事業者のウェブサイトに掲載されている明確かつ簡潔な解除ポリシーの内容に従って行われる。

5 (SIMロック解除の要求への)対応期間

事業者は、ロック解除の要求を受け付けてから2営業日以内に、SIMロック解除の対象となるモバイル通信端末のSIMロックを解除するか、端末製造者に対してSIMロック解除の要求を伝える。または、その機器がSIMロック解除の対象とならない理由、その要求に対し追加的な時間を必要とする合理的な理由を説明する。

6 世界各地に配備されている軍人のための解除ポリシー(Deployed Unlocking Policy)

事業者は、適切に月々の料金を支払っている(in good standing)世界各地に配備されている軍人のために、配置命令書(deployment paper)の提示に基づき、モバイル通信端末のSIMロック解除を行う。

<その他>

■ 事業者は、仮にSIMロック解除の要求が詐欺行為である又は機器が盗難品であるということが信じるに値する合理的な根拠を有する場合には、その要求を拒否する権利を有する。

■ さらに、事業者は、上記に掲げた基準のうち3つを、当該合意事項を適用(2014年2月)してから3ヶ月以内(2014年5月)に、全ての基準を採用後12ヶ月以内(2015年2月)に実施することに合意した。

【現行】

- ホームページでSIMロック解除に関するポリシーを公表。
- スプリントはMSL (Master Subsidy Lock)をかけており、他キャリアのネットワークへのアクセスが制限されている。
- MSL Codeを端末に付与することでロックを解除することができ、希望者からの申出によりスプリントが対応。(一部の端末 (Apple社製品等)は対象外。)
ロックを解除できる条件は以下のとおり。
 - ・現在または以前スプリントと契約していた者で、電話番号またはアカウントを与えられている者。
 - ・早期解約料の支払いなどにより、分割払い等の契約上の義務について履行を終えた者。
 - ・適切に月々の料金を支払っていること
 - ・端末が遺失物又は盗難品として届出られていないこと。等
- スプリントの通信方式はCDMA方式であるため、端末がGSMとのデュアルモード端末でない限り、ロックを解除してもGSM方式のAT&TやT-mobileと接続することはできない。(Verizonとの互換性のみ)
- その他、海外渡航時に現地SIMを使用することを目的として、ロックを解除することが可能である(デュアルモード端末のSIMカードスロットのロックを解除する)。しかし、この場合でも、国内の他事業者に対しては依然としてロックがかけられている。

【今後】

- 事業者団体CTIAが改定した消費者のための行動規範に従い、2015年2月11日には全ての端末を国内で解除することとしている。

- 電波の有限希少制により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインとして、「MVNO事業化ガイドライン」を策定し、随時見直しを行うことでMVNOの新規参入を促進。

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（2002年策定、2013年4次改定。）

MVNO事業化ガイドライン※の概要

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの間の関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との間の関係

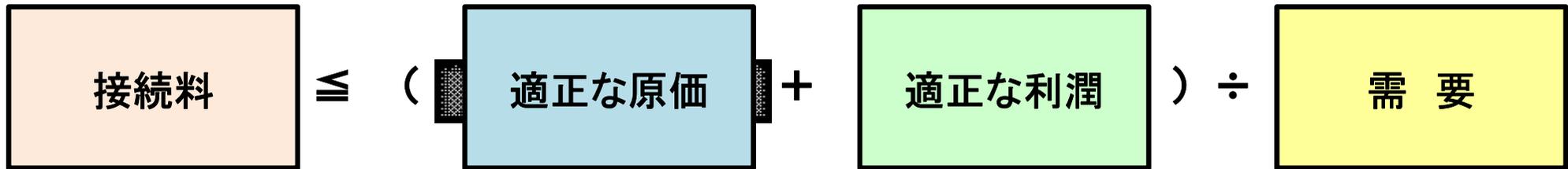
- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

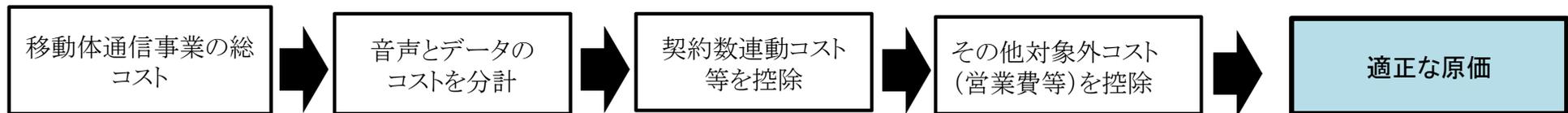
- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

- 二種指定事業者は、電気通信事業法第34条第3項において、モバイル接続料が規律(能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものが上限)され、その具体的算定ルールを「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において規定。
- 総務省は、接続料の適正性について、ガイドラインに基づき必要な検証を実施。

■ 基本的な考え方 → 能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものが上限



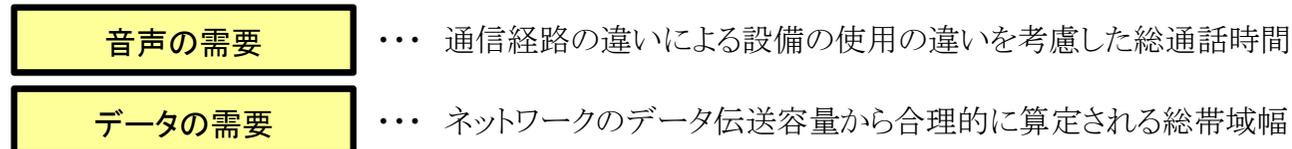
1 適正な原価 → 接続料原価に算入するコストは、「設備に係る費用」。営業費の算入は原則不可。



2 適正な利潤 → 一種指定制度における適正利潤と同様の算定方式を明記



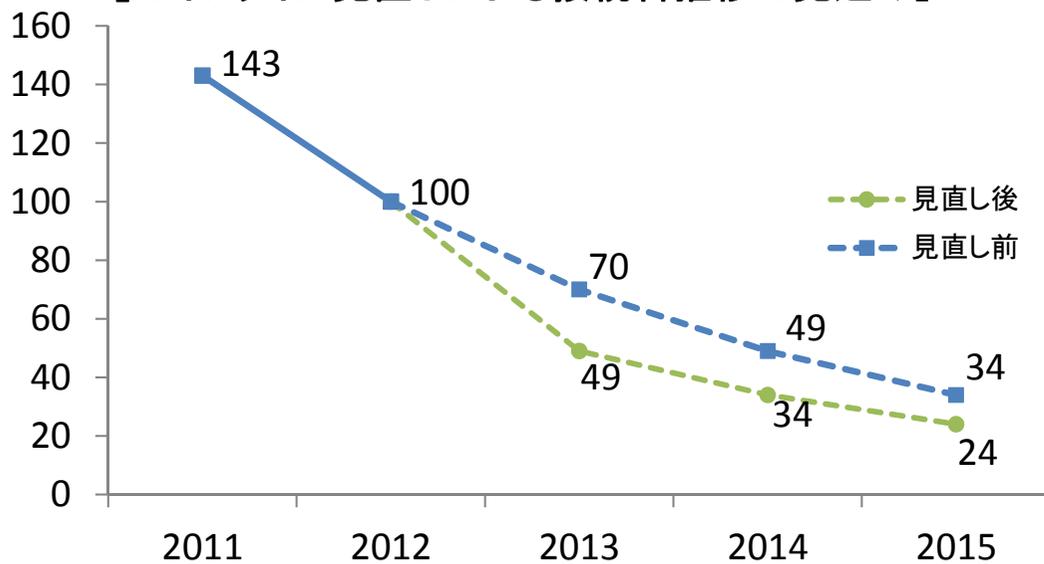
3 需要 → 音声・データの需要の算定に係る考え方を明記



4. 総務省に提出する算定根拠の様式を規定 → 接続料の算定方法の適正性を検証。

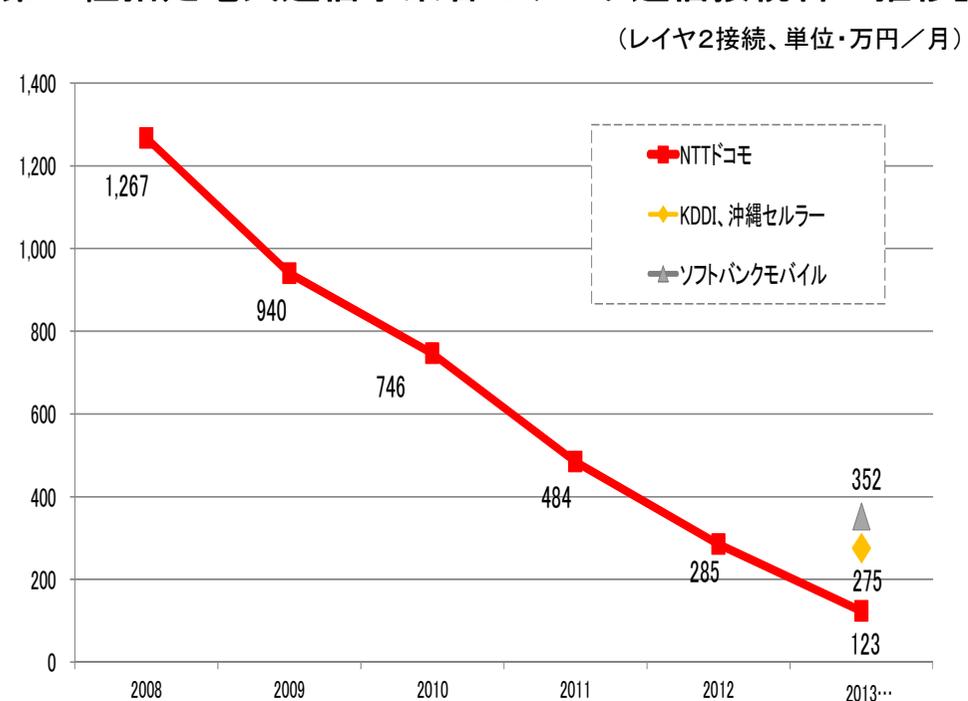
- 接続料算定方法を定める「二種指定ガイドライン」の改正により、MVNOの無線ネットワークの調達費用（接続料）が低下し、MVNOの事業環境を改善。
 - ✓ 接続料の実績値採用年度の見直し（2013年度適用分～）：接続料の算定を当該年度実績の数値を用いて行うことにより、従来のトレンドによる低減に加えて、更なる接続料の低廉化を実現。
 - ✓ 暫定支払額の見直し（2014年度～）：接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や接続料に一定の割引率を乗じた額を暫定的に支払い、確定後に精算することにより、MVNOのキャッシュフローを改善（従来は、当該年度の接続料水準が確定するまでは、前年度接続料の金額を暫定的に支払い、事後的に精算）。
- KDDI及びソフトバンクモバイルは、本年3月、データ通信接続料（レイヤ2）を設定する旨を届出。これにより、MVNOは自らのニーズに応じて、利用するMNOを選択することが可能となった。

【ガイドライン見直しによる接続料推移の見込み】



	2011	2012	2013	2014	2015
データ通信接続料	143	100	49 (▲50%)	34 (▲30%)	24 (▲30%)
[GL改正前]			70	49	34

【第二種指定電気通信事業者のデータ通信接続料の推移】



(※) 前年度実績値に基づく接続料。なお、平成26年3月、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正に伴い、2013年度適用接続料から、月額データ接続料の算定に用いる入力値を「前年度実績値」から「当年度実績値」に変更。各社の当年度実績値に基づく2013年度適用月額データ接続料(平成26年末頃、届出見込み)は、更なる低廉化の見込み。

※ 上表中のカッコ内は前年度比を表す。
 ※ 2012年度適用接続料を100として、毎年接続料が30%下落するという前提で試算した実績及び見込

MVNOが要望している事項

既に進捗のあった取組

- モバイルデータ接続料の高止まり
- 限定的なレイヤ2接続対応のMNO

今後の取組

<サービス多様化のためのアンバンドル化の一層の推進>

- HLRの運用による独自SIMの発行
 - ・ 電話番号管理などユーザー管理をMVNOが独自に行うことが可能
 - ・ 海外MNOと接続し、1枚のSIMで複数国で現地の通信料金の利用が可能な「グローバルSIM型」サービス

<電気通信番号のMVNOへの割当>

- MNO・MVNO間の音声接続の実現
 - ・ 音声接続の前提となる、電気通信番号をMVNOに割り当てることで、自由度が高く低廉な音声サービス

<通信・端末の分離と選択の自由化>

- SIMロック解除の推進
 - ・ SIMロック解除やSIMフリー端末の流通を一般化させ、MVNO利用者にとっての端末入手を容易にする。

<その他>

- ・ MNOとの卸取引条件の透明性の確保
- ・ MNOのネットワーク性能条件の開示
- ・ MNOの販売奨励金慣行の適正化

政策対応

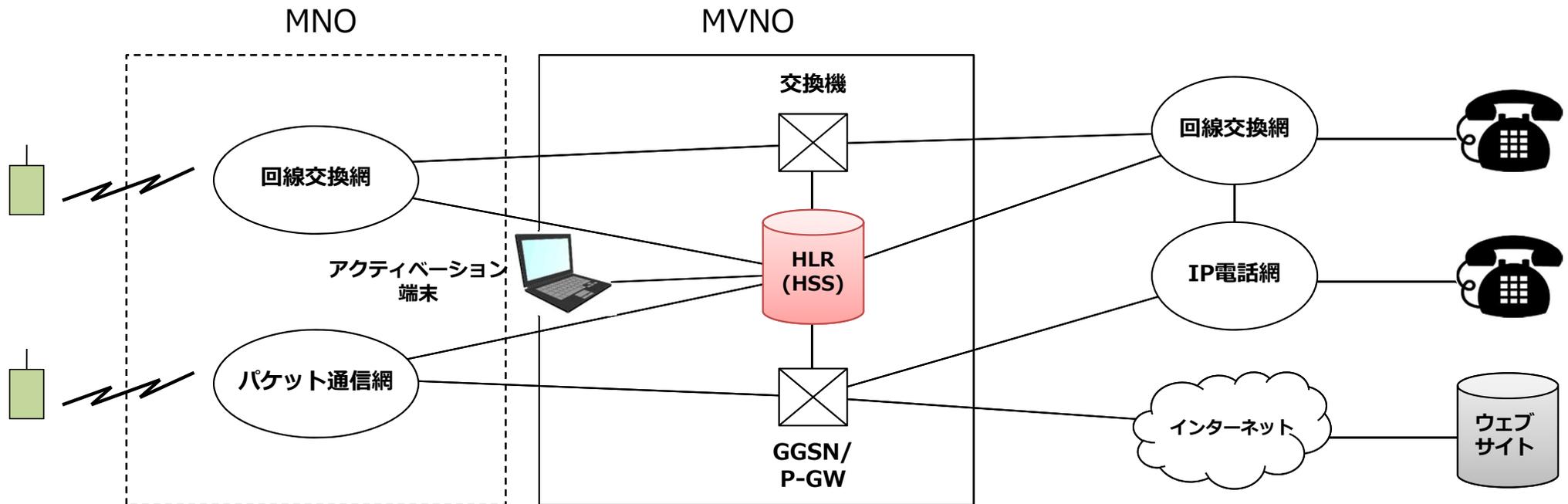
- ガイドライン改正による接続料引下げ
- KDDIとソフトバンクモバイルによるレイヤ2接続開始

今後の検討

第二種指定電気通信設備制度においては、アンバンドル(機能ごとの接続料)については、アンバンドルされた機能を設定する義務が法令上の規定ではなく(一種指定制度では電気通信事業法33条4項1号)、二種指定ガイドラインでアンバンドル機能等を規定(一種指定制度では省令事項)。

	第一種指定電気通信設備制度(固定系)	第二種指定電気通信設備制度(移動系)
指定要件	都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTT東西を指定(98年)	業務区域ごとに 10%超(当初は25%超)のシェアを占める端末設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、 ソフトバンクモバイル(12年)を指定
指定対象設備	加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備	基地局回線及び移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備
接続関連規制	<p>第一種指定電気通信設備を設置する者に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■ 接続会計の整理義務 ■ 網機能提供計画の届出・公表義務 	<p>第二種指定電気通信設備を設置する者に対する規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■ 接続会計の整理義務
利用者料金関連規制	<p>指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約約款の届出制 ■ 電気通信事業会計の整理義務 <p>特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ プライスキャップ規制 	<p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p>
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■ 特定関係事業者との間のファイアウォール ■ 設備部門と営業部門との間の機能分離 ■ 委託先子会社への必要かつ適切な監督 <p>■ 電気通信事業会計の整理義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定業務以外への情報流用の禁止 ■ 各事業者の公平な取扱い ■ 製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 <p>■ 電気通信事業会計の整理義務</p>

- ◆ HLR (Home Location Register) とは、携帯電話ネットワークを利用するために必要な携帯電話番号や端末識別番号、端末の所在地といった情報を管理するデータベース。
- ◆ MVNOの設置したHLRをMNOのネットワークに接続することによって、MVNOは次のサービス提供が可能になる。
 - ① MVNO自らが独自SIMを発行、
 - ② 接続による音声サービスの実現
(ただし、加入者識別番号 (IMSI) や070, 080, 090番号 (MSISDN) の割当が必要)。



MSISDN : Mobile Subscriber Integrated Services Digital Network Number

IMSI : International Mobile Subscriber Identity

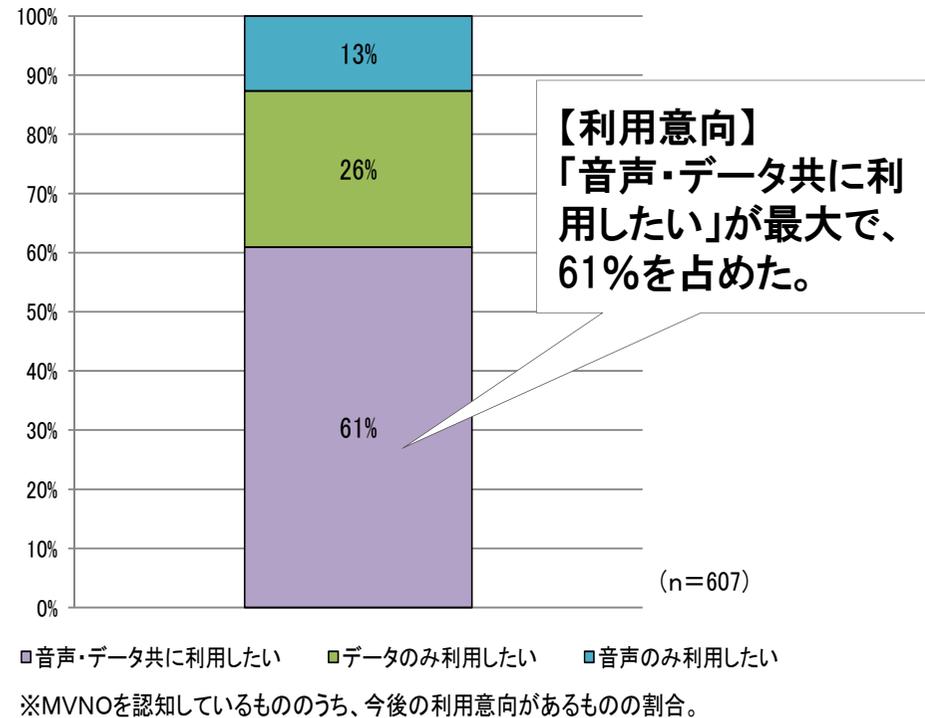
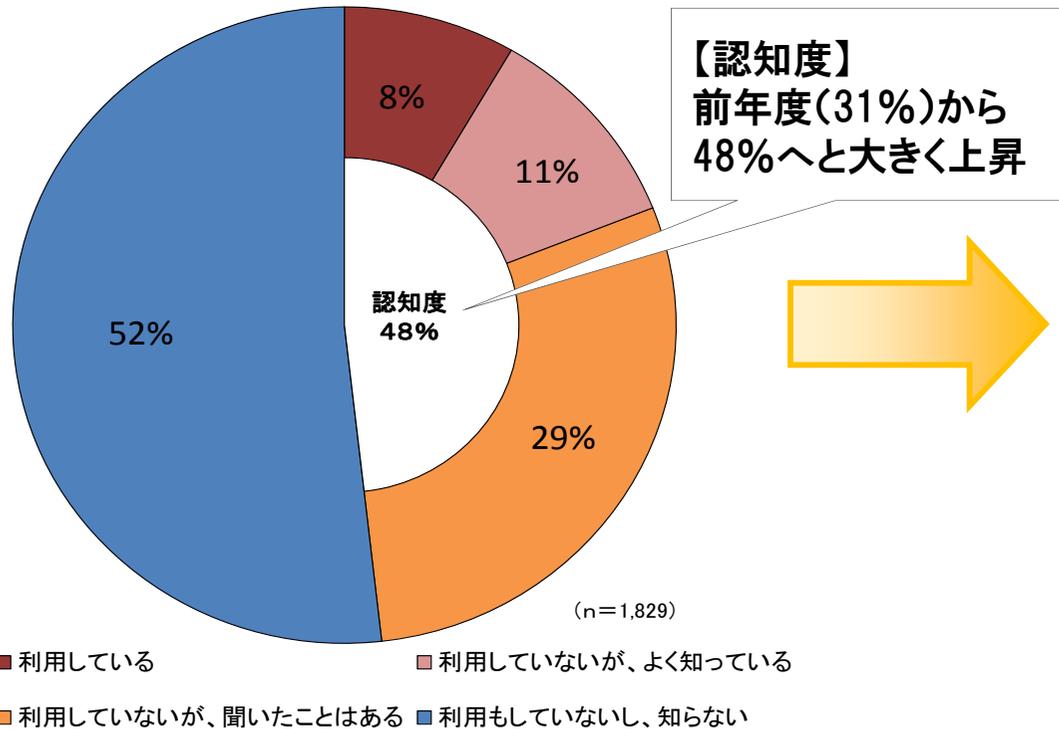
HSS: Home Subscriber Server (LTE接続時に利用。HLRと同様の役割)

- 2013年度のMVNOの認知度は48%と、2012年度の31%と比べて大きく上昇。
- MVNOを認知していて、今後も利用意向がある回答者の中で、「音声・データ共に利用したい」が61%で最多。

【MVNOの認知度と今後の利用意向】

MVNOの認知度

今後のMVNO利用意向



最近のMVNOサービスの普及の背景として、

- ① 通話サービスの本格開始、
- ② 大手小売店による店舗でのSIMフリー端末とSIMカードを合わせたセット販売開始などにより、既存のMNOサービスに近づいたことが挙げられる。

	量販店			その他	
	イオン	ビックカメラ	エディオン	ビッグローブ	フリービット
サービス名	イオンのスマートフォン	—	「エディオンセレクト スマートフォン」	Wi-Fiほぼスマホ	フリービットモバイル
SIMフリー端末 (発売元)	Nexus4 (米グーグル・韓国LG電子製)	①Covia Flea Phone (コヴィア) ②Note6 ME560BK16 (ASUS)	「FleaPhone CP-F03a」 (コヴィア)	アクオスフォンSH90B (シャープ)	PandA (フリービット)
音声通話機能	○	○	IP電話アプリのみ 「050plus」	IP電話通話アプリのみ 「BIGLOBEフォン・モバイル」	選択可能 IP電話アプリの場合 「freebit mobile IP電話」
卸元回線	日本通信 (NTTドコモのMVNO)	III (NTTドコモのMVNO)	NTTコミュニケーションズ (NTTドコモのMVNO)	NTTドコモ	NTTドコモ
端末代金と通信料金の合計	月額2,980円～	①月額2,830円～ ②月額3,580円～ 音声通話+3Gデータ通信+WiFiサービス	月額1,790円～ ・上記は1日あたり50MB・最大1.55GB/月のプラン ・3年目以降は月額1,134円～	月額2,776円～ ・2年間の契約期間縛りあり。 ・途中解約の違約金は、契約残り期間に応じ45,024円～1,876円	月額2,000円～ ・2年間の契約期間縛りあり。 ・途中解約の違約金は9,800円。
通信速度	200kbps	①最大14.4Mbps ②最大14.4Mbps	・14.4Mbps ・プランごとの通信量の上限に達した場合200kbpsに制限	・37.5～100Mbps ・プランごとの通信量の上限に達した場合128kbpsに制限	150～200kbps

※金額は税抜

出所:各事業者ウェブサイトより作成

諸外国におけるMVNOの動向

	米国	英国	フランス	オランダ	韓国	(参考)日本
MVNO事業者数※1	43～61 (73)	35 (69)	40以上 (51)	- (82)	- (28)	161
MVNOシェア※2	7.4% ※3	10～15%	13.1%	10～15%	4.6%	9%
提携規模が最大のMNO	Sprint / Clearwire	Hutchison 3G	SFR	KPN Mobile	KT	KDDI※4
備考		2012年5月MVNOとしてChina Telecomが参入			CATV事業者のMVNO参入が活発	

※1 上段は、参照可能な最新の政府・規制機関公表値。カッコ内の数値は、民間サイト(<http://www.prepaidmvno.com/>)等による数値。
 ※2 移動体通信全体の契約者数に占めるMVNO契約者数の割合(音声通信、データ通信両方を含む)。
 ※3 米国を代表するMVNOであるTracFoneとLeapWireless両社の契約数が、米国全体の契約者数に占めるシェア。
 ※4 H25.12末現在。(MNOであるMVNOを除く)全契約数ベース。

[参 考] アメリカ

- MVNO最大手のTracFoneは再販型MVNO。2013年11月時点で約2,300万契約(音声・データいずれも含む。加入者数ベースではVerizon、AT&T、Sprint、T-Mobileに続く全米5位)。
- iPhoneなどのスマートフォンも端末含めて取扱っている事業者もある。
- 米国のMVNO事業者であるLocus(メキシコ系、韓国系移民対象)、Total Call(グアテマラ系、フィリピン系移民対象)は、KDDIが2013年3月に完全子会社化し、同年9月に機能統合。

UK

- MVNOが移動体のデータ通信トラフィックの14%を占めている(2011.11時点)

韓国

- CATV事業者では、T-Broad(国内ケーブル最大手)、KCT(韓国ケーブルテレコム)、CJ Hello Visionなどが参入。